

宇陀市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
令和 4 年 3 月改訂
宇陀市

目 次

序章	はじめに	1
1.	背景と目的	1
2.	計画の対象施設	1
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の対象期間	2
第1章	公共施設等の現況	3
1.	市の概況	3
1-1.	位置と地勢	3
1-2.	沿革	3
1-3.	人口	4
2.	公共建築物の現況	5
2-1.	保有の状況	5
2-2.	他都市との比較分析	9
3.	インフラ施設の現況	11
3-1.	保有の状況	11
第2章	公共施設等を取り巻く課題	12
1.	課題① 安全性の確保	12
1-1.	老朽化への対応	12
1-2.	耐震化への対応	14
2.	課題② 将来人口・構造に見合ったサービスの供給	15
2-1.	進む人口減少	15
2-2.	変化する人口構造	15
2-3.	変化する人口分布	16
3.	課題③ 更新費用の不足・確保	17
3-1.	歳入・歳出の見通し	17
3-2.	公共施設等における更新費用の見通し	19
4.	課題④ 運営・維持管理費用の適正化	24
第3章	公共施設等マネジメントの推進方針	25
1.	基本理念	25
2.	基本方針及び施策体系	26
2-1.	基本方針	26
2-2.	施策体系	27
3.	公共施設等の管理に関する方針	28
3-1.	点検・診断等の実施方針	28
3-2.	修繕・更新等の実施方針	28
3-3.	安全確保の実施方針	29
3-4.	耐震化等の実施方針	29

3-5. 長寿命化の実施方針	29
3-6. ユニバーサルデザイン化の推進方針	29
3-7. 統合や廃止の推進方針	
3-8. 効率的な管理運営の推進方針	30
3-9. 推進体制等の構築方針	31
3-10. 市民等との情報共有の推進方針	32
3-11. フォローアップの実施方針	32
第4章 施設類型別の方向性	
1. 公共建築物	34
1-1. 市民文化系施設	35
1-2. 社会教育系施設	42
1-3. スポーツ・レクリエーション系施設	44
1-4. 産業系施設	49
1-5. 学校教育系施設	51
1-6. 子育て支援施設	54
1-7. 保健・福祉施設	56
1-8. 医療施設	58
1-9. 行政系施設	59
1-10. 市営住宅	62
1-11. 供給処理施設	64
1-12. その他	65
2. インフラ施設	71
2-1. 道路	71
2-2. 公園	73
2-3. 上水道	74
2-4. 下水道	75
2-5. その他考慮すべき施設	76
参考資料	77
1. 用語解説	77

序章 はじめに

本章では、本計画の背景と目的、本計画で対象とする施設、本計画の位置づけ、本計画の対象期間について示します。

1. 背景と目的

本市では、これまで人口増加や市民ニーズに対応するため、多くの公共建築物、道路や上下水道等のインフラ施設を整備してきました。これらの公共施設等は、市民共有の財産として、市民の暮らしを支え、また、地域におけるコミュニティ活動の拠点として大きな役割を果たしています。

一方で、本市においては、少子高齢化の進行により、既に人口は減少傾向にあり、今後さらに人口が減少することが予測されています。また、公共施設等の多くは高度経済成長期に整備され、老朽化が進んでいます。現状の施設を維持しようとした場合、建替えの費用等、多大な財政負担を伴うことも予想されますが、必ずしもそのための財源が確保できていません。

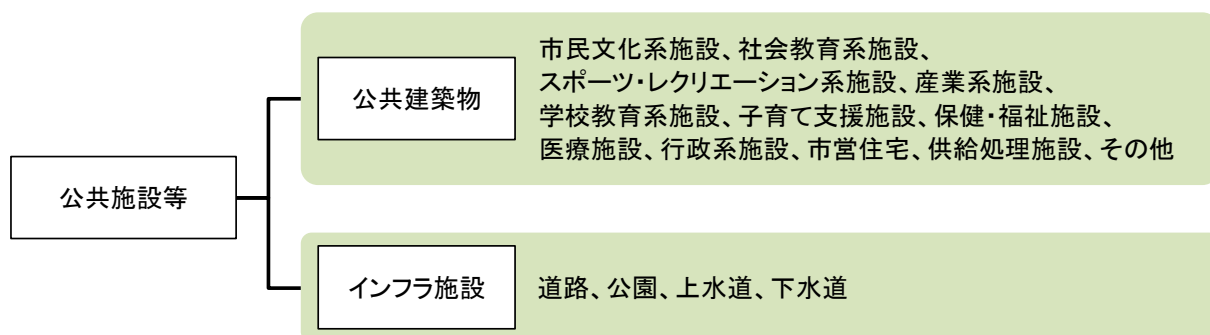
本市では、次の世代にこれらの問題を先送りして大きな負担を残さず、今後も市民ニーズに適切に対応して、安定した行政サービスを提供するために、公共施設等マネジメント（公共施設等を市民全員の資産として捉え、経営的な視点から分析・検討することで施設の質・量・費用の最適化を図り、適正に維持管理していくための手法）に取り組んでいきます。

本計画は、公共施設等を一元的に管理し、質・量・費用の観点から、公共施設等マネジメントを推進していくための基本的な考え方や推進体制等を定めることを目的とします。

2. 計画の対象施設

本計画の対象施設は、本市が保有する「公共建築物」と「インフラ施設」を合わせた「公共施設等」とします。

<計画の対象施設>

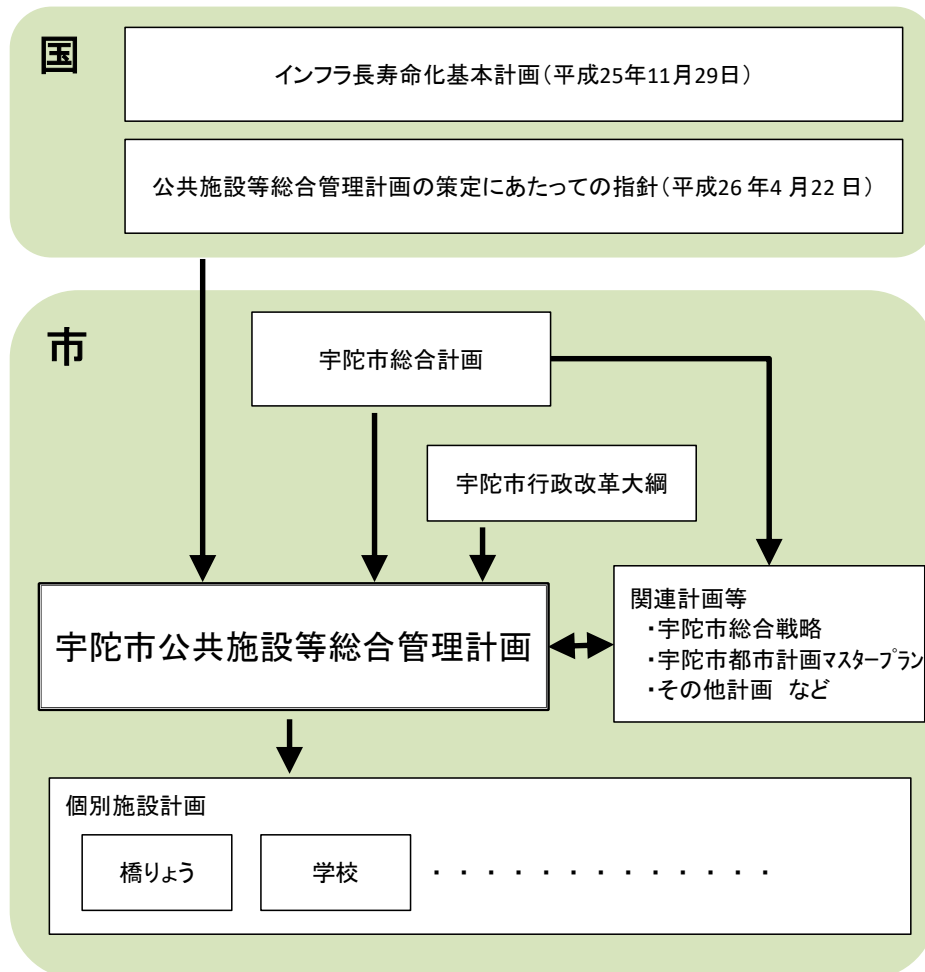


3. 計画の位置づけ

本計画は、国が示した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日）」に基づき、策定を行うものです。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「宇陀市総合計画」を踏まえ、「宇陀市行政改革大綱」やその他関連計画等との整合を図ります。また、策定済及び今後策定する個別施設計画の上位計画として位置づけられる計画となるものです。

<計画の位置づけ>



4. 計画の対象期間

公共施設等全体のあり方についての方針を示し、計画的な管理を実践していくためには中長期的な視点が不可欠です。そのため、本計画の対象期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間とし、施設類型別の方向性はおおむね今後 10 年間を目処とした期間とします。

ただし、計画の進捗状況を検証した上で、適宜見直しを行うこととします。また、社会経済情勢の変化や関連する計画の策定・改定等が行われた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

第1章 公共施設等の現況

本章では、公共施設等の現況として、市の概況（位置と地勢、沿革、人口）を示すとともに、公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）の現況を示します。

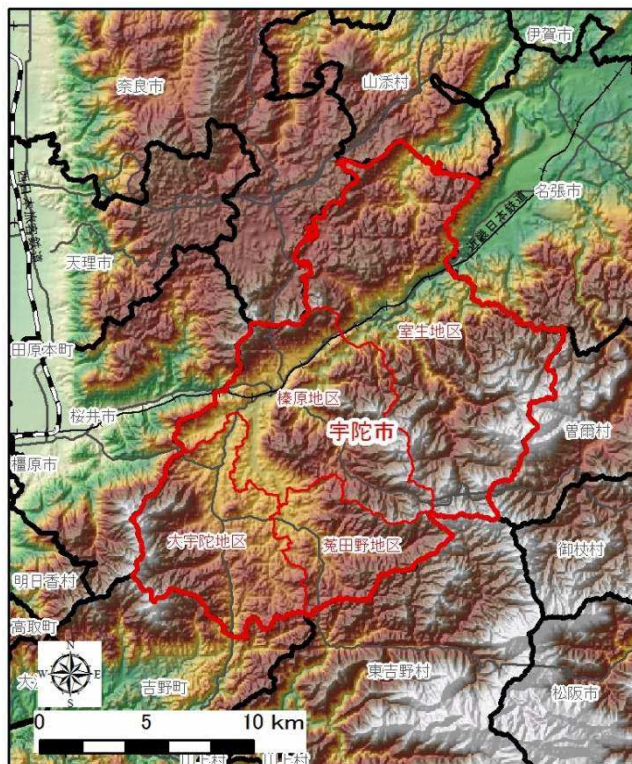
1. 市の概況

1-1. 位置と地勢

本市は、奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曽爾村、三重県名張市に接しています。本市の総面積は247.5k㎡で、県全体の6.7%を占めています。

近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と結ばれており、また、大阪方面から本市への自動車によるアクセスは、名阪国道針インターチェンジと大阪・松原ジャンクション（西名阪自動車道）とが約1時間で結ばれる距離にあります。

また、本市は大和高原とよばれる高原地帯に位置しており、一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落が点在しています。土地利用の状況は、山林が全体の72%を占めており、宅地は4%弱になります。



国土地理院「数値地図50mメッシュ（標高）」
に国土数値情報等を追記して掲載

1-2. 沿革

本市が位置する宇陀の地は、古くから「古事記」「日本書紀」等の歴史書のなかに記載がみられ、神武伝承の舞台としても知られています。

平安時代以降、この地域は荘園として興福寺の支配下でありました。南北朝時代から戦国時代にかけては、伊勢国司北畠氏の勢力を次第に受けるようになりましたが、その後江戸時代には宇陀松山藩として織田氏4代の統治の後、幕府の直轄地となりました。

この地域は大和と伊賀・伊勢を結ぶ東西の交通の要衝であり、室町時代に始まり江戸時代に盛んになった庶民のお伊勢参りのルートにあたり、宿場町として繁栄しました。

維新後、明治元年に奈良県となりますが、その後の再編を経て、平成18年1月1日、宇陀郡の旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村の4か町村の合併により「宇陀市」が誕生しました。

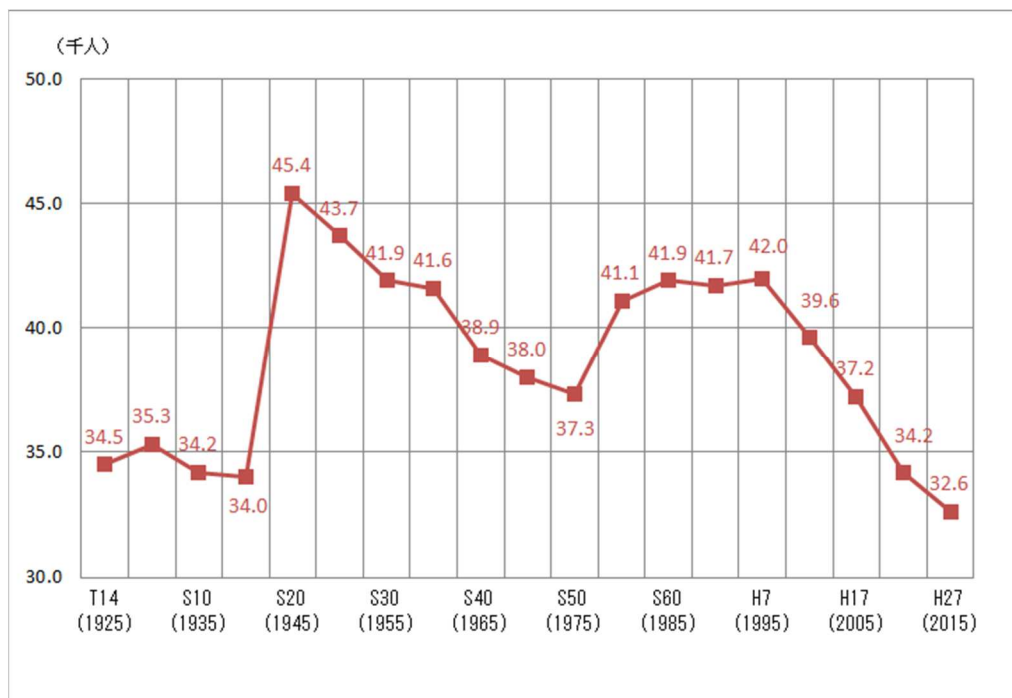
1-3. 人口

1-3-1. 人口推移

本市の人口は、昭和 20 年に約 4.5 万人まで急増した後、昭和 50 年にかけて減少しました。昭和 50 年以降、人口は増加に転じ、昭和 55 年に 4 万人を超え、平成 7 年までは 4 万人強で推移していました。

しかし、平成 7 年以降、再度、人口が減少し始め、平成 27 年には約 3.2 万人となっています。

< 総人口の推移 >



出典：宇陀市人口ビジョン（平成 27 年 12 月）より加工作成

1-3-2. 地域別人口

本市の人口は、平成 27 年 3 月末時点で、32,723 人、13,128 世帯となっています。地域別人口では、榛原地域が 51% と過半を占めています。

本計画では、平成 27 年 3 月末時点に整理した公共施設等の調査結果を活用するため、本市の人口は平成 27 年 3 月末時点の基本とします。

< 地域別人口（平成 27 年（2015 年）3 月末時点） >

地域	人口	比率	世帯数
大宇陀	7,106	22%	2,794
菟田野	3,989	12%	1,603
榛原	16,844	51%	6,738
室生	4,784	15%	1,993
合計	32,723	—	13,128

出典：宇陀市 HP 人口統計

2. 公共建築物の現況

2-1. 保有の状況

2-1-1. 総数・総延床面積

本市が保有・管理する公共建築物は、389 施設、延床面積 275,949 m²となっています。
 なお、公共建築物については、その用途から 12 の施設類型を設定し、分類しています。

< 公共建築物の一覧 >

大分類	中分類	施設	施設数	延床面積 (m ²)
01 市民文化系施設	公民館等	公民館、榛原総合センター等	4	7,106
	集会施設	集会所、コミュニティセンター等	123	22,434
	文化施設	文化会館、大和富士ホール等	7	9,978
	人権交流センター	人権交流センター	3	3,556
02 社会教育系施設	博物館等	歴史文化館等	7	3,017
03 スポーツ・レクリエーション系施設	屋内スポーツ施設	総合体育館、その他体育館等	10	20,531
	屋外施設の管理棟等	運動場の管理棟等	9	702
	保養施設	多世代交流プラザ、美榛苑	2	9,704
	観光施設	観光案内所、道の駅等	6	1,523
04 産業系施設	農林系施設	阿騎野農産物加工所等	4	1,402
	商工系施設	大型共同作業場等	3	2,168
05 学校教育系施設	学校	小学校、中学校	10	56,302
	学校給食センター	学校給食センター	1	690
06 子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	幼稚園、保育所、認定こども園	7	9,670
	幼児・児童施設	子育て支援センター、児童館	6	3,534
07 保健・福祉施設	保健施設	ぬく森の郷等	2	2,826
	高齢者福祉施設	さんとびあ榛原	1	4,312
08 医療施設	医療施設	市立病院、診療所	3	16,679
09 行政系施設	庁舎等	市役所、地域事務所	5	14,334
	消防施設等	消防詰所、消防車庫等	71	4,474
	その他行政系施設	水防倉庫、自主放送スタジオ	3	1,214
10 市営住宅	市営住宅	公営住宅、改良住宅	39	40,851
11 供給処理施設	供給処理施設	護美センター等	5	4,084
12 その他	駐輪場	高萩台自転車駐輪場	1	1,780
	斎場・霊苑	榛原斎場、不帰堂火葬場等	2	636
	公衆便所	公衆トイレ、観光トイレ	12	283
	宮奥ダム関連施設	宮奥ダム管理棟等	5	341
	普通財産	旧学校、旧役場等	38	31,819
合計			389	275,949

※延床面積等は、平成 27 年（2015 年）3 月末時点。

※延床面積の合計値は、小数点処理の関係から一致しない。

2-1-2. 施設保有量の推移

本市が保有・管理する公共建築物の推移は次のとおりです。

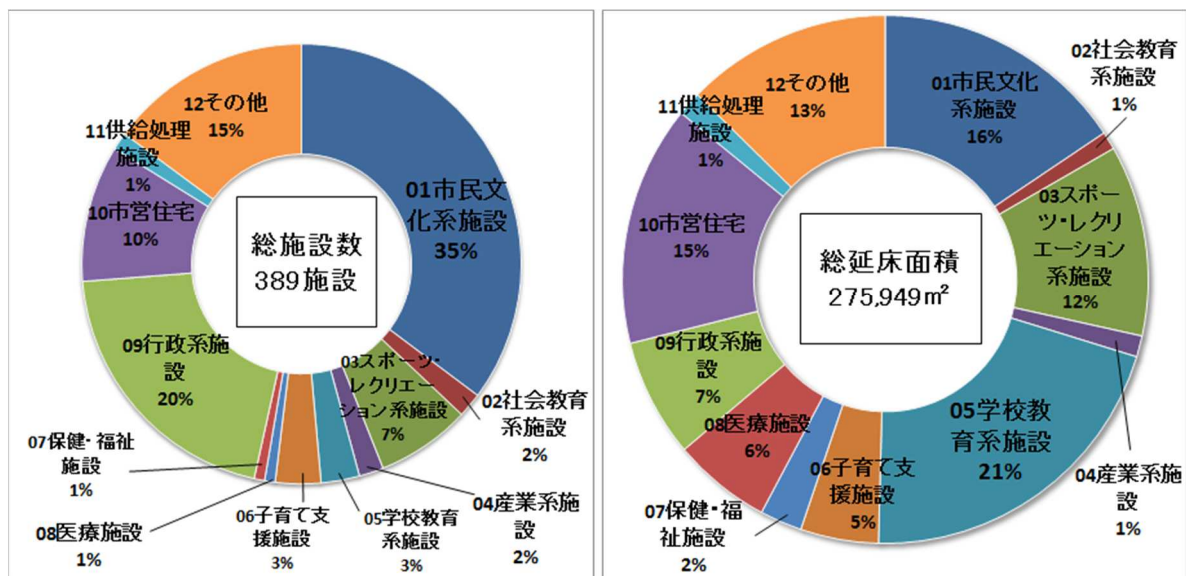
内容	施設保有量 (平成 29 年度末)	施設保有量 (令和 2 年度末)
延床面積	275,949 m ²	275,460 m ²
施設	389 施設	387 施設

2-1-3. 施設類型別の傾向

本市の公共建築物における施設類型別の傾向は、以下のとおりです。

- ・本市で最も延床面積が大きいのは、「学校教育系施設」で、全体の 21%を占めています。
- ・次いで延床面積が大きいのは、「市民文化系施設」で、全体の 16%を占めています。なお、施設数では最も多く、全体の 35%を占めています。
- ・3番目に延床面積が大きいのは、「市営住宅」で、全体の 15%を占めています。
- ・上記に続いて、市で占める延床面積は、「その他」が 13%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 12%、「行政系施設」が 7%となっています。

＜施設類型別の傾向＞



大分類	施設数	施設数比率	延床面積 (m²)	延床面積 (m²)比率
01市民文化系施設	137	35%	43,074	16%
02社会教育系施設	7	2%	3,017	1%
03スポーツ・レクリエーション系施設	27	7%	32,460	12%
04産業系施設	7	2%	3,570	1%
05学校教育系施設	11	3%	56,992	21%
06子育て支援施設	13	3%	13,203	5%
07保健・福祉施設	3	1%	7,138	2%
08医療施設	3	1%	16,679	6%
09行政系施設	79	20%	20,023	7%
10市営住宅	39	10%	40,851	15%
11供給処理施設	5	1%	4,084	1%
12その他	58	15%	34,860	13%
合計	389	100%	275,949	100%

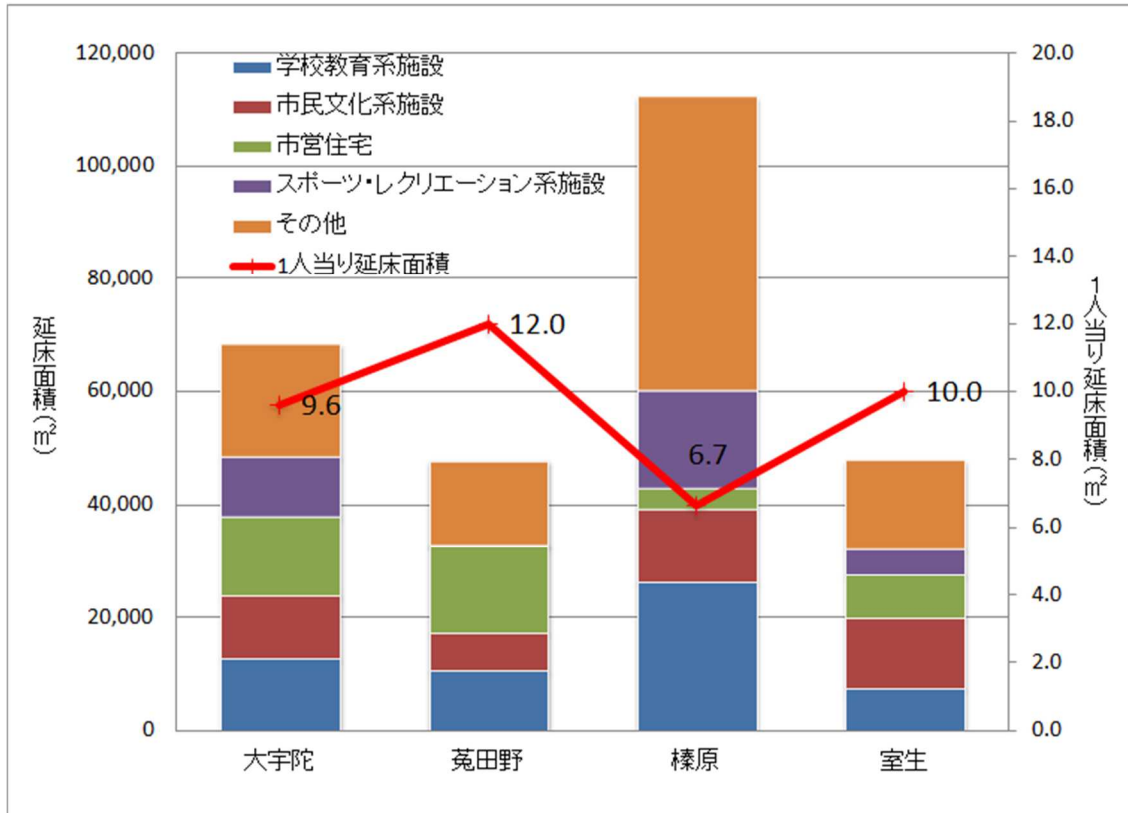
※延床面積は、平成 27 年（2015 年）3 月末時点。

2-1-4. 地域別の傾向

本市の公共建築物における地域別の傾向は、以下のとおりです。

- ・地域別の延床面積は、榛原地域が最も多く、次いで大宇陀地域、室生地域、菟田野地域となっています。
- ・1人当たり延床面積では、菟田野地域が最も高く 12.0 m²/人となっています。

<地域別の傾向>



大分類	地域別延床面積 (m ²)				総計
	大宇陀	菟田野	榛原	室生	
01市民文化系施設	11,136	6,693	12,977	12,268	43,074
02社会教育系施設	1,638	0	243	1,136	3,017
03スポーツ・レクリエーション系施設	10,497	147	17,269	4,547	32,460
04産業系施設	809	2,303	458	0	3,570
05学校教育系施設	12,696	10,568	26,244	7,484	56,992
06子育て支援施設	3,143	2,520	4,636	2,904	13,203
07保健・福祉施設	595	0	4,312	2,231	7,138
08医療施設	0	0	16,232	447	16,679
09行政系施設	3,571	4,226	9,100	3,125	20,023
10市営住宅	14,043	15,363	3,623	7,822	40,851
11供給処理施設	1,641	1,745	282	415	4,084
12その他	8,494	4,208	16,740	5,418	34,860
合計	68,262	47,773	112,116	47,799	275,949
人口	7,106	3,989	16,844	4,784	32,723
1人当たり延床面積	9.6	12.0	6.7	10.0	8.4

※延床面積は、平成 27 年（2015 年）3 月末時点。

2-1-5. 災害時の避難場所・活動拠点としての指定状況

本市が保有する公共建築物は、災害時には市民の皆さんの安全・安心を確保するための避難場所や活動拠点として活用されます。

市地域防災計画において、以下の施設が避難場所や活動拠点として指定されています。

<災害時の避難場所・活動拠点>

地区	No	施設名	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	備考
大宇陀	1	大宇陀体育館	○	○		
	2	大宇陀小学校	○	○		救護所
	3	大宇陀中学校	○	○		救護所
	4	のより農村ふれあいの館	○			
	5	大宇陀人権交流センター	○	○		
	6	旧守道小学校	○	○		
	7	旧田原小学校	○	○		
	8	中央公民館大宇陀分館		○		
	9	宇陀市文化会館		○		
	10	大宇陀内原体育館		○		
	11	旧野依小学校		○		
	12	大宇陀ふれあい交流ドーム		○		
	13	大宇陀保健センター			○	
	14	大宇陀地域事務所				情報通信副拠点
	15	大宇陀地域事務所分庁舎				情報通信副拠点
菟田野	1	菟田野中学校	○	○		救護所
	2	菟田野小学校	○	○		救護所
	3	菟田野人権交流センター	○	○		
	4	宇賀志地区体育館	○	○		
	5	芳野地区体育館	○			
	6	菟田野保健センター			○	
	7	菟田野地域事務所				情報通信副拠点
榛原	1	大和富士ホール	○			
	2	榛原中学校	○	○		救護所
	3	榛原東小学校	○	○		救護所
	4	榛原体育センター	○	○		
	5	榛原小学校	○	○		
	6	榛原総合センター	○	○		
	7	榛原西小学校	○	○		
	8	旧伊那佐小学校	○	○		
	9	基幹集落センターたかぎふるさと館	○	○		
	10	農林会館		○		
	11	榛原保健センター「医療介護あんしんセンター」			○	
	12	市役所				情報通信拠点
	13	市立病院				医療救護拠点
	14	学校給食センター				食料供給拠点
	15	総合体育館				物資集積拠点
室生	1	旧笠間小学校・音楽の森	○	○		
	2	室生人権交流センター・室生北児童館	○	○		
	3	室生中学校	○	○		救護所
	4	室生福祉保健交流センター(ぬく森の郷)	○	○	○	
	5	向瀬生活改善センター(やまびこホール)	○	○		
	6	旧室生東小学校	○	○		
	7	蕨集会所・室生東児童館	○	○		
	8	文化芸術活動体験交流施設(ふるさと元気村)	○	○		
	9	室生地域文化伝習展示施設(あさぎりホール)	○	○		
	10	旧多田小学校		○		
	11	室生小学校		○		救護所
	12	旧西谷小学校		○		
	13	室生地域事務所				情報通信副拠点
合計			30	36	4	

※指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

※指定避難所：一定期間滞在して避難生活を送る場所

※福祉避難所：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者用の施設

出典：宇陀市地域防災計画

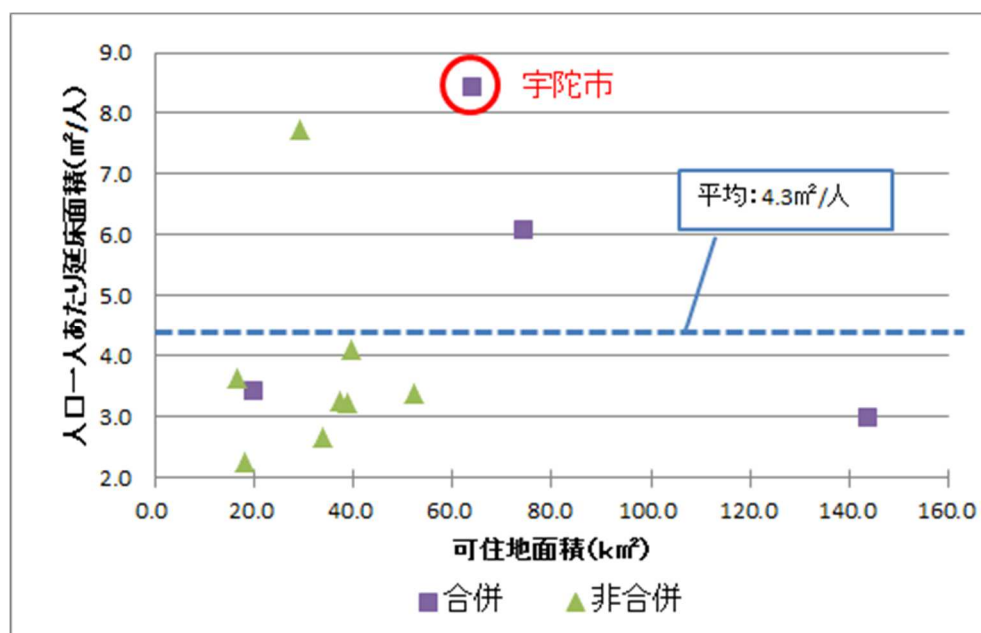
2-2. 他都市との比較分析

ここでは、本市とその他都市の公共建築物の保有状況を比較するために、総務省が実施している「公共施設状況調経年比較表（平成26年度）」を用いた比較分析を行います。

2-2-1. 奈良県の他都市との比較

奈良県下の他都市と比較した場合、平均4.3㎡/人に対して、本市8.4㎡/人と平均を大きく上回る状況にあります。これは、可住地面積が大きいこと、合併によって施設が多くなっていることが要因であることが推測されます。

<奈良県下の他都市との比較>



府県	団体名	合併有無	総面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	人口 (人)	延床面積 (m ²)			一人当たり延床面積 (m ² /人)
						行政財産	普通財産等	合計	
奈良県	奈良市	合	276.9	144.0	363,756	1,076,858	11,222	1,088,080	3.0
奈良県	五條市	合	292.0	74.5	33,110	198,482	2,809	201,291	6.1
奈良県	葛城市	合	33.7	19.9	37,059	126,437	438	126,875	3.4
奈良県	宇陀市	合	247.5	64.2	32,723	228,631	47,318	275,949	8.4
奈良県	大和高田市		16.5	16.5	68,139	245,079	2,491	247,570	3.6
奈良県	大和郡山市		42.7	38.8	88,732	286,008	712	286,720	3.2
奈良県	天理市		86.4	52.4	67,505	223,049	5,172	228,221	3.4
奈良県	橿原市		39.6	37.4	124,779	405,403	698	406,101	3.3
奈良県	桜井市		98.9	39.6	59,424	241,519	1,538	243,057	4.1
奈良県	御所市		60.6	29.2	27,979	215,149	1,576	216,725	7.7
奈良県	生駒市		53.2	33.7	121,013	311,799	10,519	322,318	2.7
奈良県	香芝市		24.3	18.1	78,297	175,169	1,378	176,547	2.3
平均			106.0	47.4	91,876	311,132	7,156	318,288	4.3

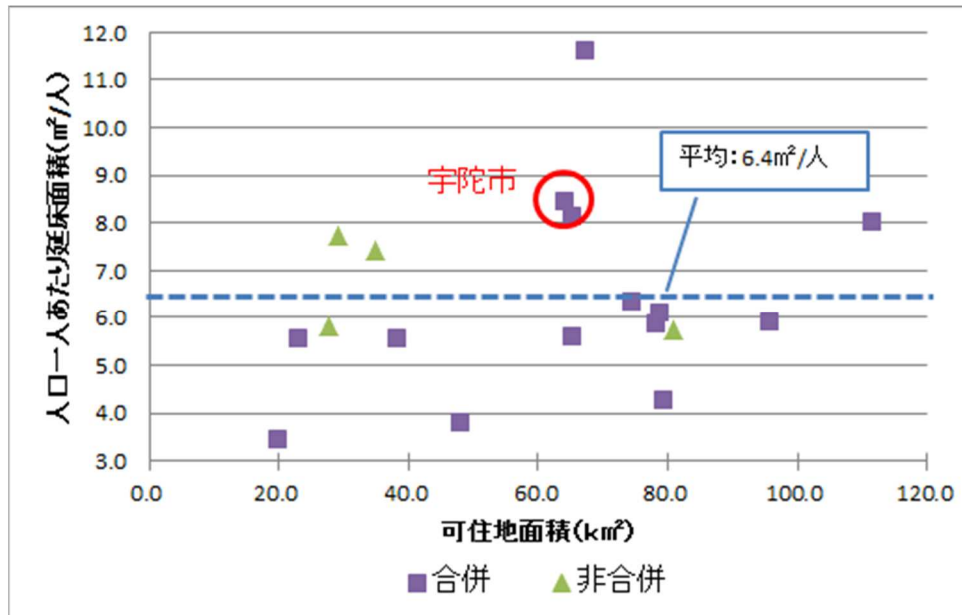
出典：総務省 公共施設状況調経年比較表（平成26年度）他より加工作成

2-2-2. 類似団体との比較

類似団体※と比較した場合、平均 6.4 m²/人に対して、本市 8.4 m²/人と平均を大きく上回る状況にあります。なお、人口一人あたり延床面積は、本市より広くても低い値の団体もありますが、行政区域面積（可住地面積）に比例する傾向にあります。

※類似団体とは総務省が「人口」と「産業構造」から都市を類型化したもので、本市は、人口5万人未満で、2次産業及び3次産業が95%未満かつ3次産業が55%以上の「類型I-1」に該当しています。今回比較では、その中で近畿圏内の都市を対象に比較を行っています。

＜類似団体との比較＞



府県	団体名	合併有無	総面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	人口 (人)	延床面積 (m ²)			一人当たり延床面積 (m ² /人)
						行政財産	普通財産等	合計	
滋賀県	野洲市	合	80.1	48.0	50,867	188,776	4,452	193,228	3.8
滋賀県	米原市	合	250.4	65.2	40,128	206,644	17,969	224,613	5.6
京都府	南丹市	合	616.4	78.2	33,418	191,699	4,397	196,096	5.9
兵庫県	洲本市	合	182.4	79.0	46,524	281,190	2,871	284,061	6.1
兵庫県	西脇市	合	132.4	38.4	42,520	204,368	32,269	236,637	5.6
兵庫県	篠山市	合	377.6	95.8	43,364	253,638	1,587	255,225	5.9
兵庫県	養父市	合	422.9	67.3	25,566	271,277	25,430	296,707	11.6
兵庫県	朝来市	合	403.1	65.2	32,274	257,078	5,234	262,312	8.1
兵庫県	淡路市	合	184.4	111.5	46,386	363,695	7,883	371,578	8.0
兵庫県	加東市	合	157.6	79.3	39,814	163,674	6,282	169,956	4.3
奈良県	五條市	合	292.0	74.5	31,827	198,482	2,809	201,291	6.3
奈良県	葛城市	合	33.7	19.9	37,059	126,437	438	126,875	3.4
奈良県	宇陀市	合	247.5	64.2	32,723	228,631	47,318	275,949	8.4
和歌山県	新宮市	合	255.2	23.2	30,929	166,477	5,617	172,094	5.6
京都府	綾部市		347.1	81.0	35,419	199,373	4,719	204,092	5.8
京都府	宮津市		172.7	34.8	19,452	138,069	6,287	144,356	7.4
奈良県	御所市		60.6	29.2	27,979	215,149	1,576	216,725	7.7
和歌山県	御坊市		43.9	27.8	24,980	145,327	261	145,588	5.8
平均			236.7	60.1	35,624	211,110	9,855	220,966	6.4

出典：総務省 公共施設状況調経年比較表（平成26年度）他より加工作成

3. インフラ施設の現況

3-1. 保有の状況

3-1-1. 総数・総延床面積

本市が保有・管理している主なインフラ施設は、以下のとおりです。

＜インフラ施設の保有状況＞

分類	種別	路線・ 箇所数	延長 (m)	面積 (㎡)
道路	1級市道	44	87,742	498,109
	2級市道	52	59,775	310,976
	その他の市道	1,571	588,076	2,520,131
	自転車歩行車道	21	613	2,279
	トンネル	4	2,691	—
橋りょう	橋りょう	554	6,702	30,842
公園	都市公園	47	—	381,928
	都市公園以外の公園	85	—	327,894
上水道	管路（導水管）	—	8,592	—
	管路（送水管）	—	26,326	—
	管路（配水管）	—	582,919	—
下水道	管渠	—	148,875	—
	ポンプ場	3	—	420

※平成28年（2016年）3月末時点。

3-1-2. 緊急輸送道路

本市では、以下の道路が災害時の緊急輸送道路に指定されています。

＜緊急輸送道路の指定状況＞

機能区分	道路種別	路線名
第1次	国道	国道165号
第2次	国道	国道166号、369号、370号
	県道	室生口大野停車場線
	市道	玉立2号線
第3次	県道	榛原菟田野御杖線、栗原榛原線、 内牧菟田野線、宇太三茶屋線、佐倉大宇陀線
	市道	墨坂通線、西新町線、井之谷西峠線、 西峠山辺三線、天満台長峯線、東町西峠線

出典：宇陀市地域防災計画

第2章 公共施設等を取り巻く課題

本章では、本市における公共施設等を取り巻く課題を示します。

1. 課題① 安全性の確保

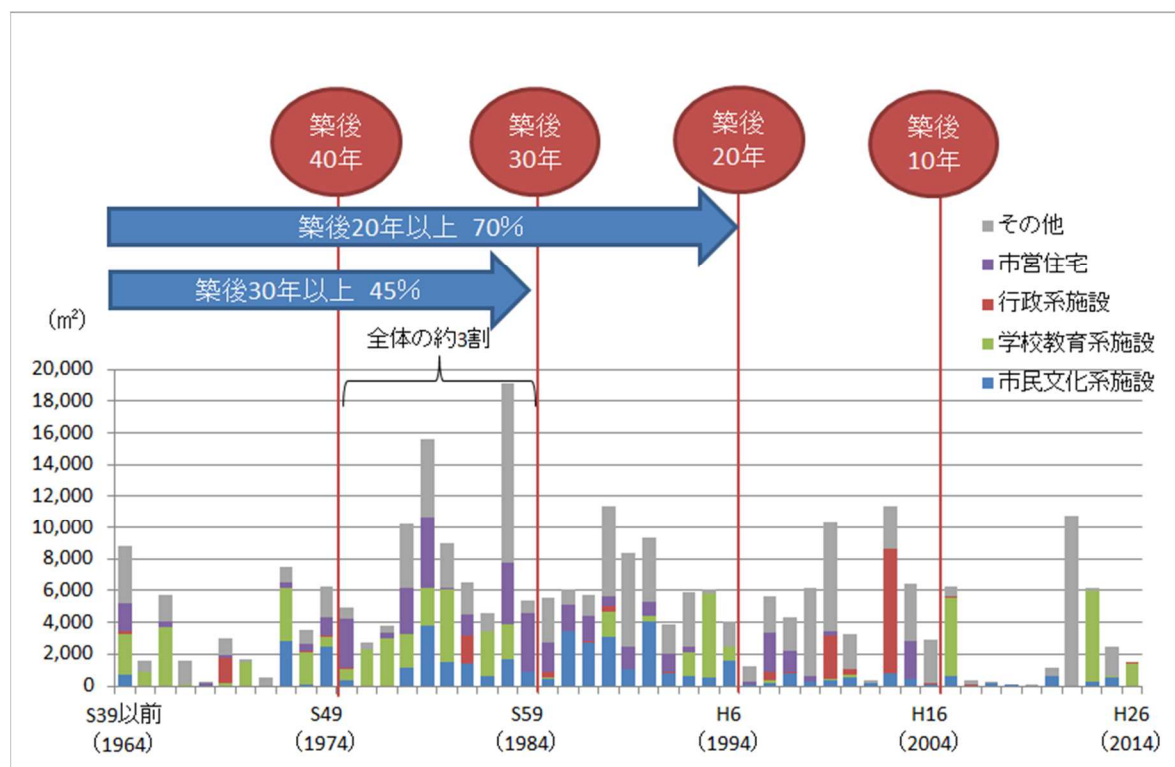
1-1. 老朽化への対応

1-1-1. 公共建築物の老朽化

本市の公共建築物は、築30年以上が45%を占めています。また、10年後には築30年以上が70%に達します。

今後、多くの施設において、建替えや大規模改修が必要な時期を迎え、安全性の確保が課題となっています。

<公共建築物の築年状況>



※延床面積は、平成27年(2015年)3月末時点。

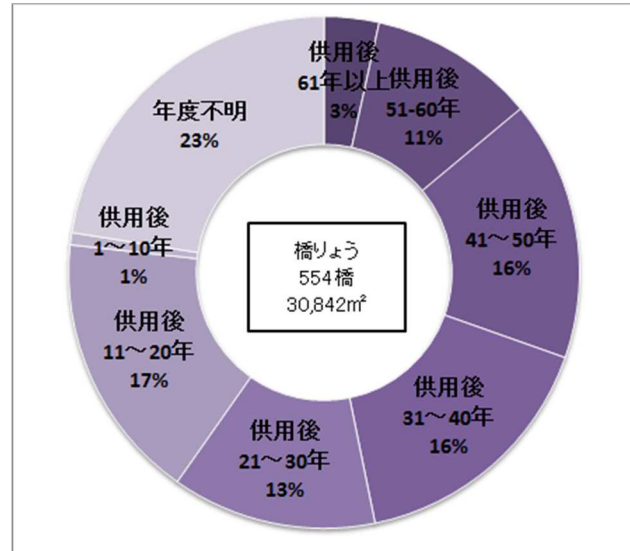
1-1-2. インフラ施設の老朽化

(1) 橋りょう

本市が保有する橋りょうの内、供用後 61 年以上経ったものは現時点では 3% 程度です。

しかし、今後 40 年を見通すと、供用後 61 年を超えるものが 60% 程度となります。なお、年度不明が 23% あり、これらも供用年度が古いものと推測されます。

＜橋りょうの供用年数＞

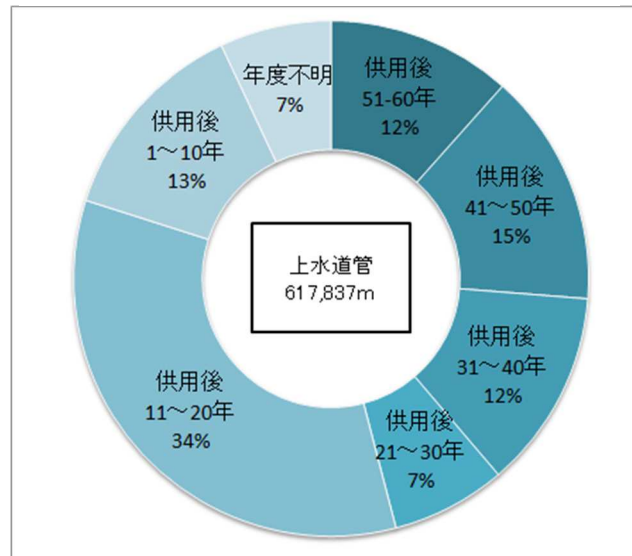


(2) 上水道管

本市が保有する上水道管の内、供用後 41 年以上経ったものは現時点では 27% 程度です。

しかし、今後 40 年を見通すと、ほぼすべての上水道管が供用後 41 年を超えていきます。なお、年度不明が 7% あり、これらも供用年度が古いものと推測されます。

＜上水道管の供用年数＞

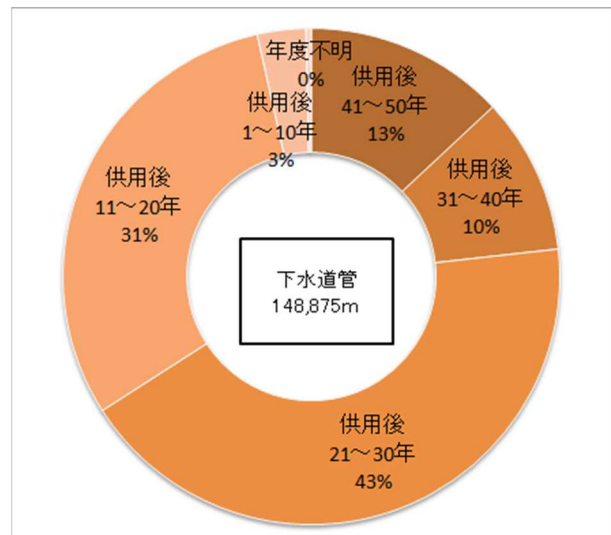


(3) 下水道管

本市が保有する下水道管の内、供用後 51 年以上経ったものは現時点ではまだありません。

しかし、今後 40 年を見通すと、ほぼすべての下水道管が供用後 51 年を超えていきます。

＜下水道管の供用年数＞

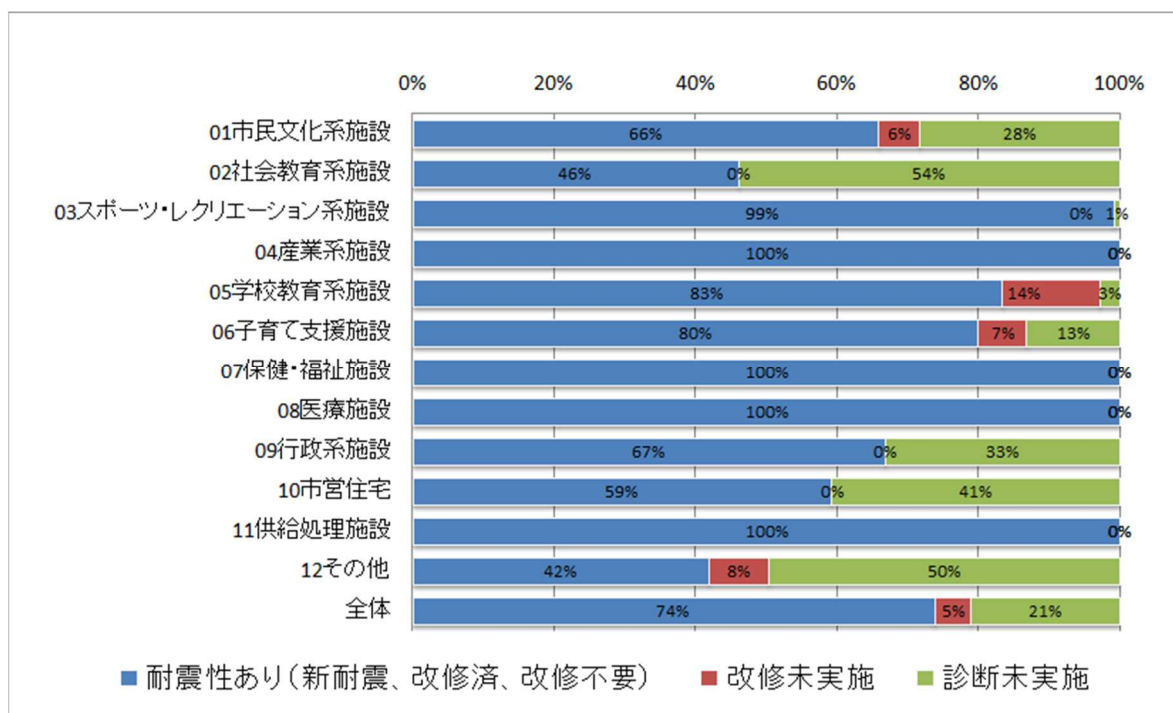


1-2. 耐震化への対応

公共建築物の耐震状況は、全体では約 26%が「改修未実施・診断未実施」となっています。なお、「改修未実施・診断未実施」は、倉庫や築年数の古い集会所、戸建ての市営住宅、既に廃止された施設等が該当しています。

今後、限られた財源の中で、「改修未実施・診断未実施」の施設について、耐震改修・診断の実施、施設の廃止、耐震性のある施設への機能の集約化等、対応を検討していく必要があります。

＜公共建築物の耐震状況（延床面積比率）＞



※耐震状況は、以下の分類に分け、新耐震、改修済、改修不要は「耐震性あり」、改修未実施は「改修未実施」、診断未実施は「診断未実施」としています。

新耐震 : 昭和 56 年（1981 年）6 月以降建築のもの

改修済 : 耐震改修を実施したもの

改修不要 : 耐震診断の結果、耐震改修が不要と判明しているもの

改修未実施 : 耐震診断の結果、耐震改修が必要とされ未改修のもの

診断未実施 : 耐震診断が未実施のもの

※平成 27 年（2015 年）3 月末時点の延床面積比率。

2. 課題② 将来人口・構造に見合ったサービスの供給

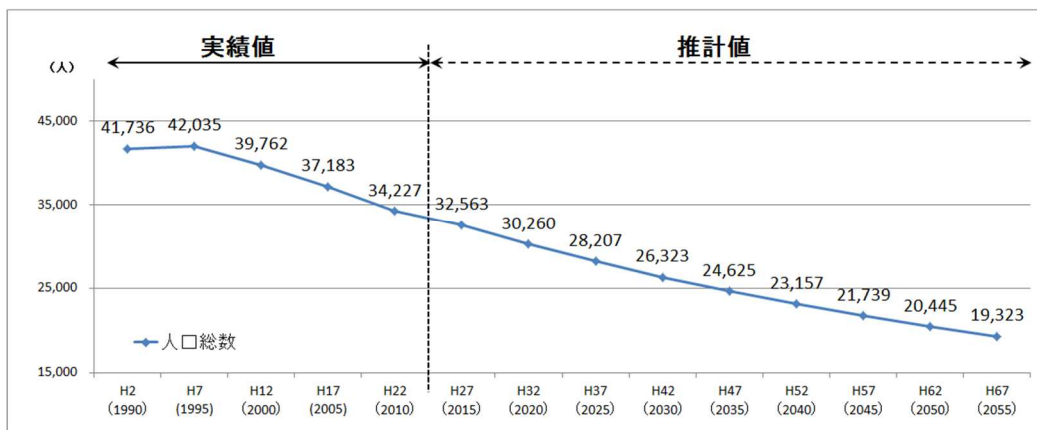
2-1. 進む人口減少

今後、本市では人口の減少が進むことが想定されています。

予測されている人口は、40年後の平成67年で約1.9万人と、平成27年の約3.2万人から約41%減、ピーク時である平成7年の約4.2万人から約54%減となります。

今後の公共施設等について、量的な観点から、現状あるものを維持し続けていくかについて、検討を進める必要があります。

<人口の将来展望>



出典：宇陀市人口ビジョン（平成27年12月）より加工作成

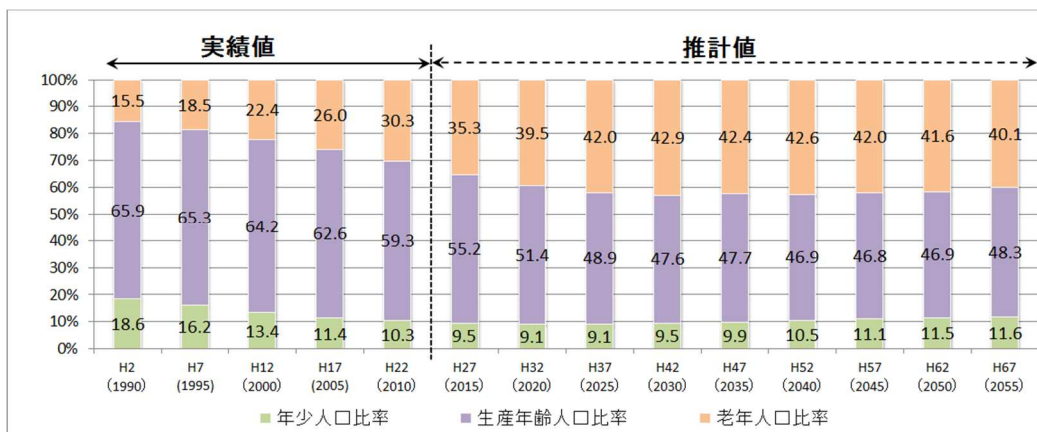
2-2. 変化する人口構造

本市では、人口減少とともに、少子高齢化が加速することも想定されています。

予測される高齢化率は、平成42年のピーク時で約42.9%となり、以後40%程度で推移します。年少人口や生産年齢人口について比率はほぼ横ばいです。

今後の公共施設等について、質的な観点から、どのような形が望ましいのかについて、検討を進める必要があります。

<人口構造の変化>



出典：宇陀市人口ビジョン（平成27年12月）より加工作成

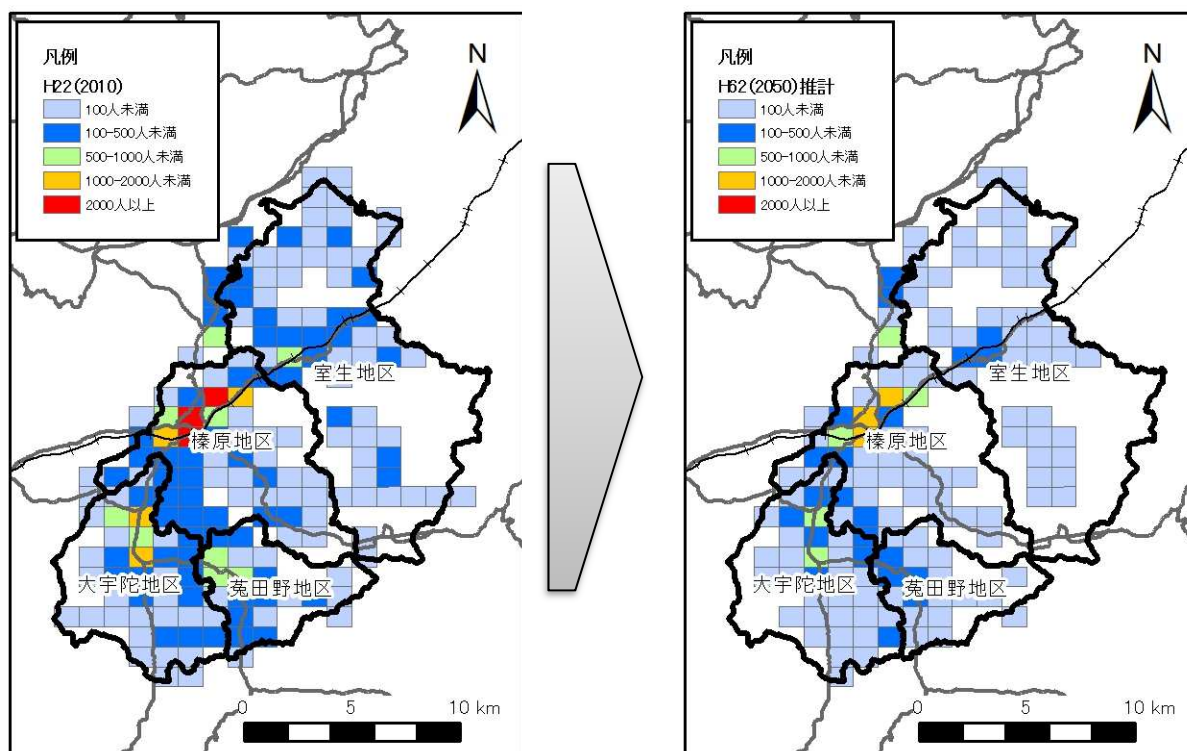
2-3. 変化する人口分布

本市における人口減少に伴い、人口分布においても変化が予測されています。

旧町の支所等がある中心集落では一定程度の人口が維持されますが、多くの地域で大幅に人口が減少し、人がいなくなる集落も発生する可能性があることが示されています。

今後の公共施設等について、位置的な観点から、どのような配置が望ましいのかについて、検討を進める必要があります。

<1km四方メッシュ別の将来人口の試算>



出典：国土のグランドデザイン 2050（国土交通省 平成 26 年 7 月）

3. 課題③ 更新費用の不足・確保

3-1. 歳入・歳出の見通し

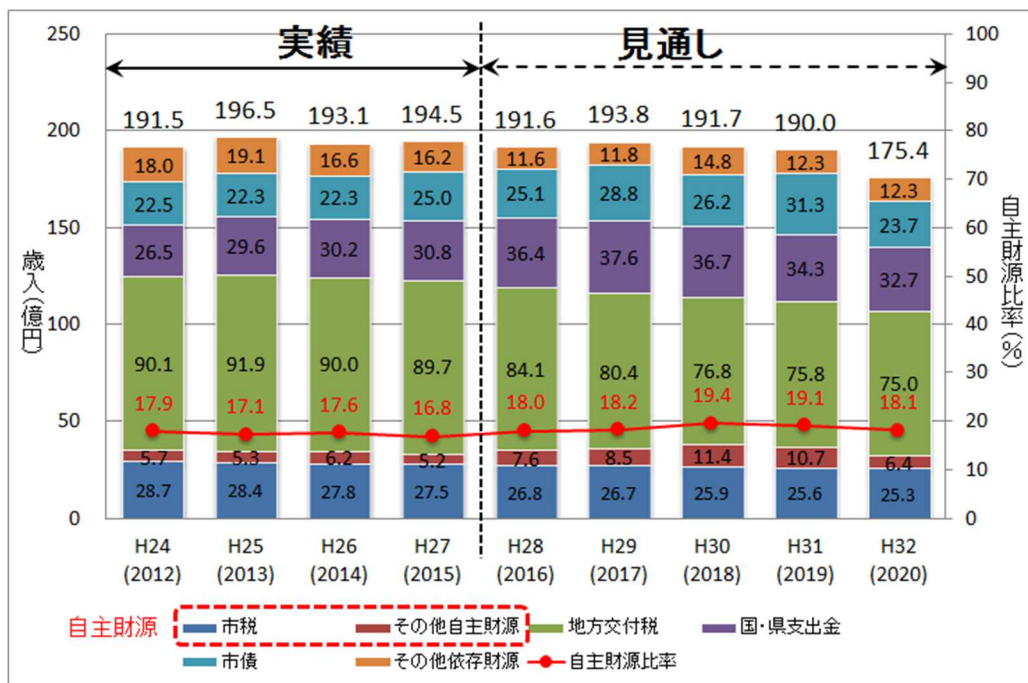
3-1-1. 低い自主財源比率、先細る歳入

近年における本市の歳入は、190 億円程度です。

内訳は、市税等の自主財源が 18%程度であり、残りは地方交付税や国庫支出金等の依存財源となっています。なお、歳入の過半を占める地方交付税は、現在、合併特例によって本来の算定額に比べ多くなっています。今後、徐々に交付額が減額され、平成 33 年度からは宇陀市本来の交付額となる予定です。

今後、少子高齢化による人口減により、市税等の自主財源についても更に減少することが想定され、一層厳しい歳入状況になることが予測されます。

＜歳入の実績と今後の見通し＞



(単位: 億円)

区分	実績				見通し				
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
市税	28.7	28.4	27.8	27.5	26.8	26.7	25.9	25.6	25.3
その他自主財源	5.7	5.3	6.2	5.2	7.6	8.5	11.4	10.7	6.4
地方交付税	90.1	91.9	90.0	89.7	84.1	80.4	76.8	75.8	75.0
国・県支出金	26.5	29.6	30.2	30.8	36.4	37.6	36.7	34.3	32.7
市債	22.5	22.3	22.3	25.0	25.1	28.8	26.2	31.3	23.7
その他依存財源	18.0	19.1	16.6	16.2	11.6	11.8	14.8	12.3	12.3
歳入合計	191.5	196.5	193.1	194.5	191.6	193.8	191.7	190.0	175.4
自主財源比率	17.9	17.1	17.6	16.8	18.0	18.2	19.4	19.1	18.1

出典：実績＝決算カードより作成、見通し＝市資料

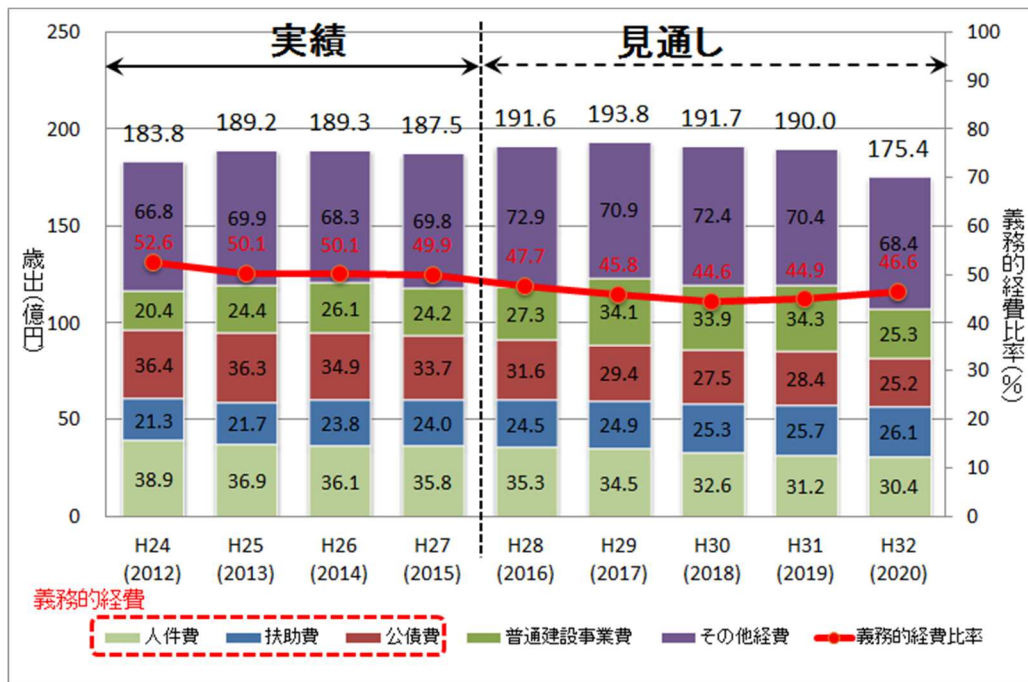
3-1-2. 増加する社会保障費、限られる普通建設事業費

近年における本市の歳出は、190 億円前後です。

内訳では、人件費、扶助費、公債費等の支出が制度的に義務付けられている義務的経費が歳出の過半を占めています。なお、公共施設等の維持管理・更新に使用する普通建設事業費（公共建築物や道路、橋りょう、公園。会計が異なる上水道、下水道は除く。）の実績及び見通しの平均は、約 27.8 億円です。

行財政改革により人件費は減少していますが、社会保障費である扶助費は増加傾向にあり、今後の高齢化の進展に合わせて更に増加することが予測されます。

＜歳出の実績と今後の見通し＞



(単位: 億円)

区分	実績				見通し				
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
人件費	38.9	36.9	36.1	35.8	35.3	34.5	32.6	31.2	30.4
扶助費	21.3	21.7	23.8	24.0	24.5	24.9	25.3	25.7	26.1
公債費	36.4	36.3	34.9	33.7	31.6	29.4	27.5	28.4	25.2
普通建設事業費	20.4	24.4	26.1	24.2	27.3	34.1	33.9	34.3	25.3
その他経費	66.8	69.9	68.3	69.8	72.9	70.9	72.4	70.4	68.4
歳出合計	183.8	189.2	189.3	187.5	191.6	193.8	191.7	190.0	175.4
義務的経費比率	52.6	50.1	50.1	49.9	47.7	45.8	44.6	44.9	46.6

出典：実績＝決算カードより作成、見通し＝市資料

3-2. 公共施設等における更新費用の見通し

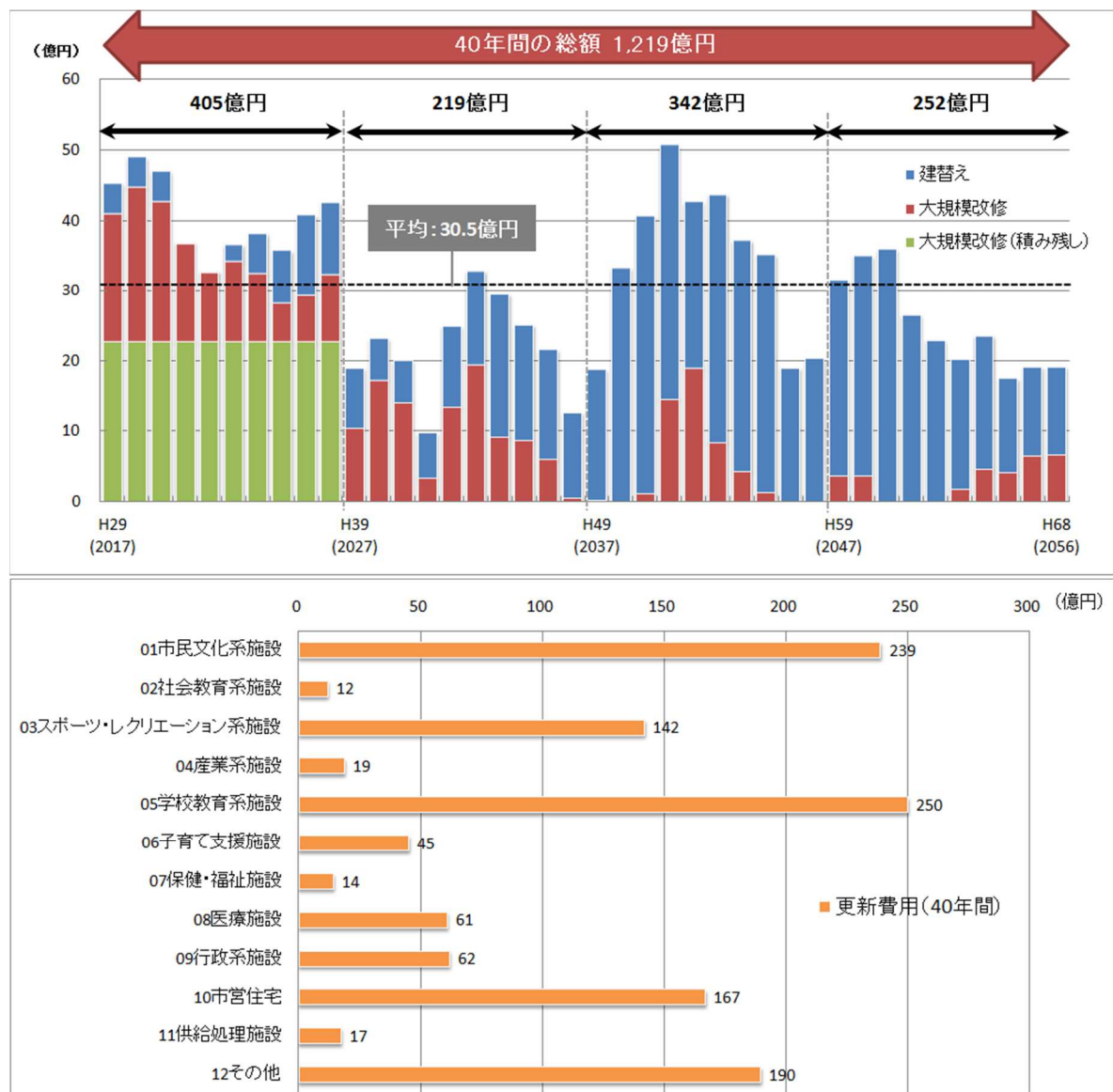
公共施設等の更新費用が本市の財政運営に及ぼす影響を把握するとともに、今後の適正な管理につなげるため、平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間の公共施設等における将来の更新費用を推計しました。

3-2-1. 公共建築物の更新費用

今後の公共建築物の更新費用の推計として、現在ある施設をそのまま維持すると仮定した場合、40 年間で 1,219 億円、1 年あたり 30.5 億円が必要となります。

最も更新費用が大きいのは、「学校教育系施設」で 250 億円です。次いで「市民文化系施設」で 239 億円、「その他」が 190 億円、「市営住宅」が 167 億円、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 142 億円となっています。

＜公共建築物の更新費用 上：年度別、下：施設分類別＞



※更新費用の合計値は、小数点処理の関係から一致しない。

これまでに策定した各個別施設計画等に基づき、施設の集約化や長寿命化を実施した場合、令和3年から令和12年の10年間で264.6億円（年平均26.4億円）の更新費用が必要になると推計されます。

（単位：億円）

区分	改修	更新等	合計	耐用年数経過時に 単純更新した場合	長寿命化対策 等の効果額
公共建築物	212.3	52.3	264.6	299.2	34.6

3-2-2. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

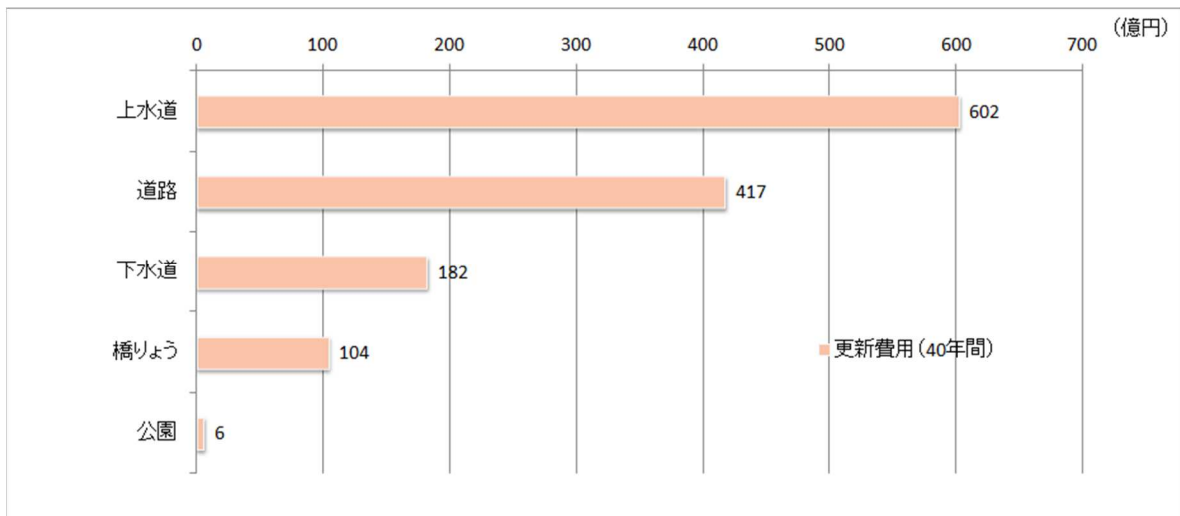
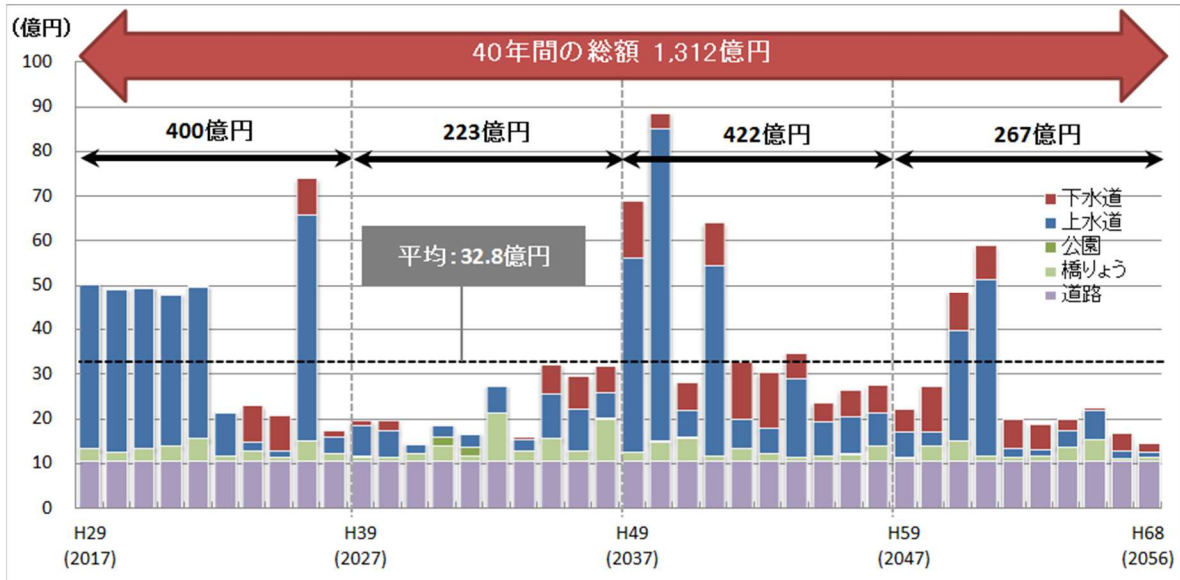
種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度
有形固定資産減価償却率	70.7%	71.8%	73.1%
類似団体内平均値	58.3%	59.6%	60.5%

3-2-3. インフラ施設の更新費用

今後のインフラ施設の更新費用の推計として、現在ある施設をそのまま維持すると仮定した場合、40年間で1,312億円、1年あたり32.8億円が必要となります。

最も更新費用が大きいのは、「上水道」で602億円です。次いで「道路」で417億円、「下水道」が182億円、「橋りょう」が104億円、「公園」が6億円となっています。

＜インフラ施設の更新費用 上：年度別、下：施設分類別＞



※更新費用の合計値は、小数点処理の関係から一致しない。

参考（更新費用推計の条件について）

推計は、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトに準じ、以下の条件にて実施しました。

(1) 公共建築物

- ・公共建築物は、建設から 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えを現在と同じ延床面積で更新するものと仮定しました。
- ・更新費用は、延床面積に更新単価を乗じて、試算しました。
- ・大規模改修は 2 年間、建替えは 3 年間かけて実施するものと仮定し、更新費用を按分して計上しました。
- ・既に 31 年以上経過し、50 年までの施設については、試算時点から 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定し、更新費用を按分しました。
- ・50 年以上経過している施設については、建替え時期が近いため、大規模改修は行わず、60 年後に建替えを行うと仮定しました。

＜公共建築物の更新単価＞

施設類型	大規模改修	建替え
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設、行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
市営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡

＜参考：RC造、SRC造の望ましい目標耐用年数＞

用途・構造種別		代表値	範囲	下限値
学校、官庁、住宅、事務所、病院	高品質の場合	100 年	80～120 年	80 年
	普通の品質の場合	60 年	50～80 年	50 年

出典：(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

(2) 道路

- ・道路は、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくものとし、1 年間の更新面積に更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。

＜道路の更新単価＞

種別	更新単価
一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩道車道	2,700 円/㎡

(3) 橋りょう

- ・橋りょうは、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に、同じ面積を更新するものとし、更新面積に更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。
- ・整備年度が不明なものは、法定耐用年数の 60 年間にわたり更新費用を按分して計上しました。

＜橋りょうの更新単価＞

種別	更新単価	備考
PC橋、RC橋、石橋、その他	425 千円/m ²	PC橋として更新
鋼橋	500 千円/m ²	

(4) 公園

- ・公園は、建築物のみを試算対象とし、公共建築物に準じて更新費用を試算しました。

(5) 上水道

- ・上水道管は、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に、同じ延長を更新するものとし、更新延長に更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。
- ・整備年度が不明なものは、法定耐用年数の 40 年間にわたり更新費用を按分して計上しました。

＜上水道の更新単価（主たるもの）＞

種別	更新単価	
導水管及び送水管	～300mm 未満	100 千円/m
	300～500mm 未満	114 千円/m
配水管	～150mm 以下	97 千円/m
	～200mm 以下	100 千円/m

(6) 下水道

- ・下水道管は、整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に、同じ延長を更新するものとし、更新延長に更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。
- ・整備年度が不明なものは、法定耐用年数の 50 年間にわたり更新費用を按分して計上しました。
- ・下水処理施設における建築物については、上水処理施設と同様、公共建築物（供給処理施設）として試算しました。

＜下水道の更新単価＞

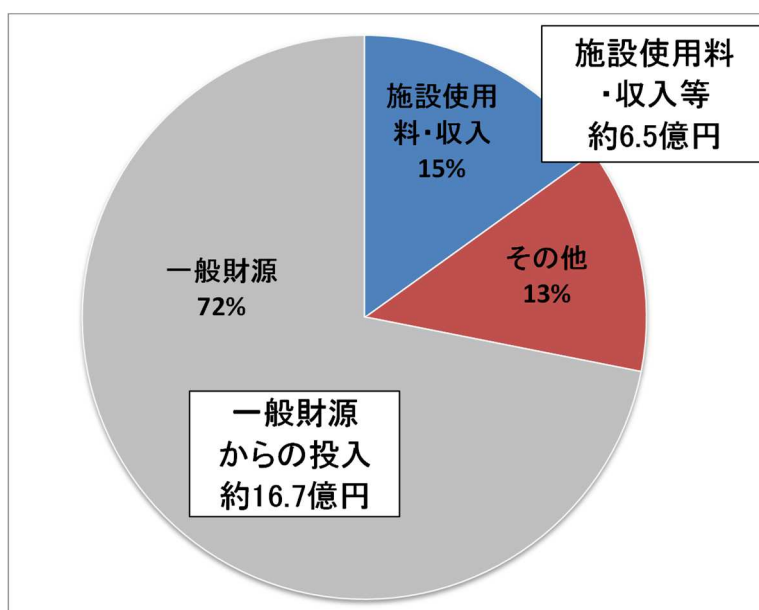
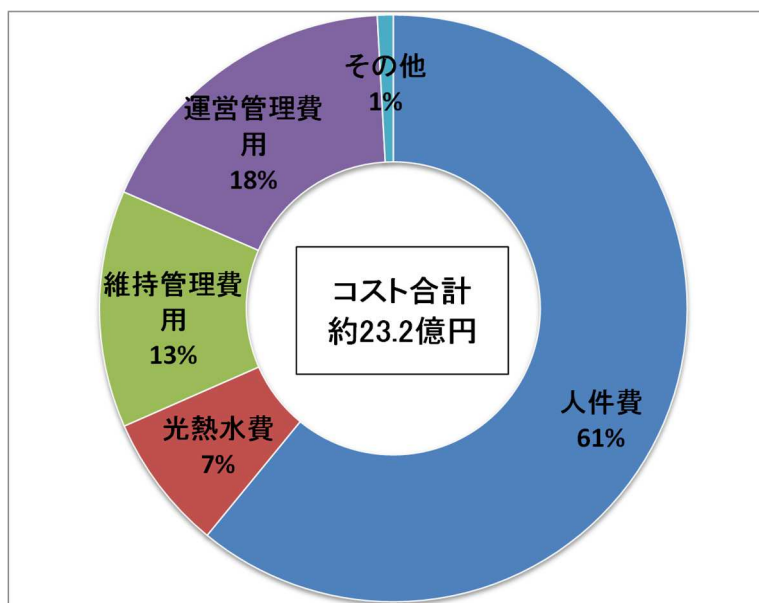
種別	更新単価
コンクリート管、陶管、塩ビ管、その他	124 千円/m
更生管	134 千円/m

4. 課題④ 運営・維持管理費用の適正化

本市の公共建築物を運営・維持管理する費用は、年間約 23.2 億円がかかっています。一方で、施設使用料等の受益者からの直接的な収入、補助金等のその他収入を合わせても 3 割程度の約 6.5 億円しかありません。残りの 7 割は、一般財源からの投入となっており、市民全員で負担をしています。

公共サービスを維持するためには、人件費、光熱水費、維持管理費、管理運営費等の費用がかかります。今後、財政状況がひっ迫していく中、適正な運営・維持管理について検討を進めていく必要があります。

＜公共建築物における運営・維持管理コストの状況＞



※市立病院、美榛苑、さんとぴあ榛原除く平成 24～26 年度の平均。

第3章 公共施設等マネジメントの推進方針

本章では、公共施設等マネジメントを推進するにあたっての基本理念、基本方針及び施策体系、公共施設等の管理に関する方針について示します。

1. 基本理念

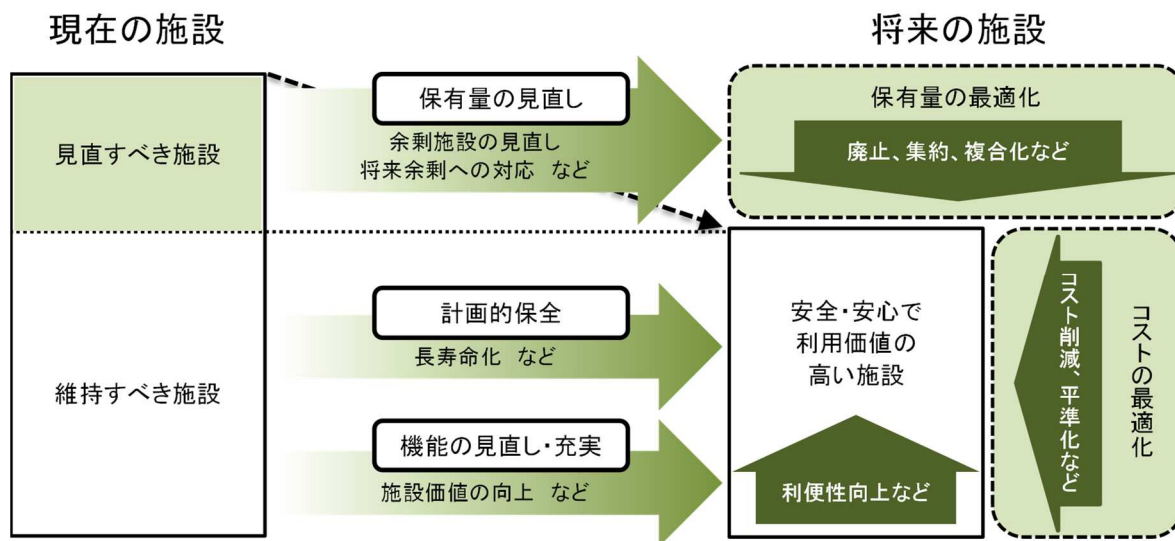
本市が抱える公共施設等の課題に対しては、安全・安心で利用でき、次世代が維持可能なものとするために、将来的なまちづくりの視点を持って、施設削減・費用削減に取り組んでいくことが重要です。そのためには、公共施設等の管理者である行政のみならず、受益者であり負担者である市民の皆さんの意見を踏まえて取り組んでいくことが必要となります。

公共施設等の総合的な管理にあたり、以下の基本理念で取り組んでいきます。

【基本理念】
安全・安心で、次世代に繋げる
公共施設等マネジメント*にみんなで取り組む^{うだちから}宇陀力

※公共施設等マネジメントとは、公共施設等を市民全員の資産として捉え、経営的な視点から分析・検討することで施設の質・量・費用の最適化を図り、適正に維持管理していくための手法のことです。

＜公共施設等マネジメントの展開イメージ＞



2. 基本方針及び施策体系

2-1. 基本方針

基本理念に基づき、公共施設等マネジメントを推進するにあたり、以下の基本方針を掲げます。

【公共施設等マネジメントの基本方針】

方針1 安全に長く使う

安全・安心を最優先に確保し、かつ費用面から効率的な施設管理を行うために、計画的な点検・保全、施設の長寿命化を実施します。

方針2 適正な量で効率的に使う

公共施設等の総量を次世代が費用面から維持可能な量とするために、新規整備の適正化、再編による総量縮減、有効活用を行うとともに、まちづくりに資する価値の高い、効率的な施設運営を推進します。

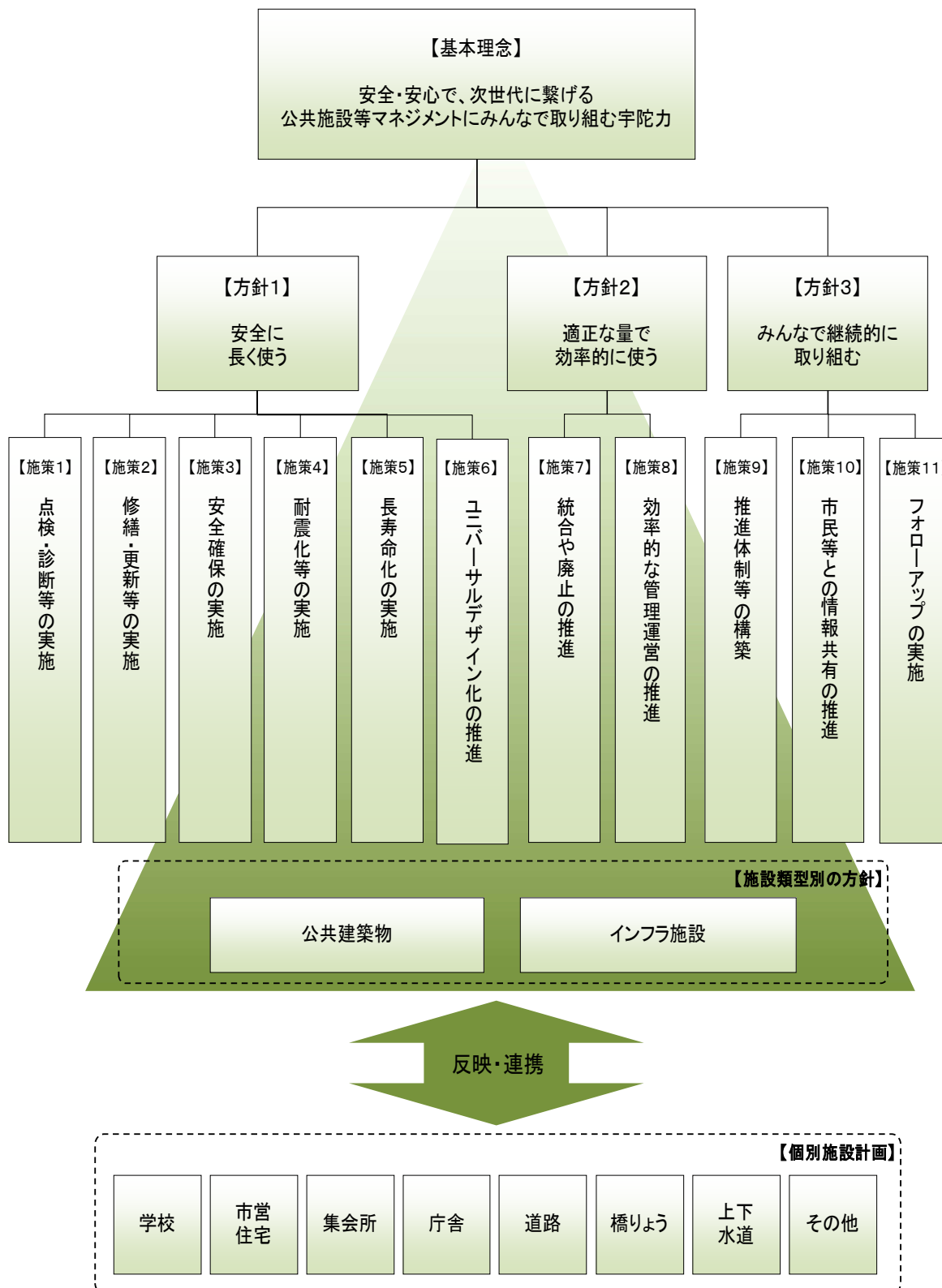
方針3 みんなで継続的に取り組む

公共施設等の総合的な管理を円滑に推進するために、推進体制を構築し、情報公開を進め、行政・市民等との協働を継続的に推進します。

2-2. 施策体系

基本理念、公共施設等マネジメントの基本方針を踏まえて、以下の施策体系で取り組みを進めていきます。

<基本理念、基本方針と施策体系>



3. 公共施設等の管理に関する方針

3-1. 点検・診断等の実施方針

3-1-1. 点検・診断等の充実

- 施設の安全性を確保し、良好な状態に保つため、各種個別計画や建築基準法等の法律に基づく定期点検を徹底します。
- 公共建築物について、各部位の劣化や機能の低下を明確化し、それを踏まえた計画的な保全を図るため、劣化診断調査を定期的を実施します。
- 各部位の劣化や機能の低下等、不具合箇所を早期に発見するため、「公共建築物点検マニュアル」及び「調査チェックシート」を整備する等、施設管理者による日常点検を実施していきます。
- 市民との協働した点検・診断等のあり方を検討します。

3-2. 修繕・更新等の実施方針

3-2-1. 計画的な保全への転換

- 今後も保有していく施設については、不具合が生じてから修繕・更新等を行う「事後保全」ではなく、不具合が生じる前に修繕・更新を行う「予防保全」へと維持管理の方法を転換し、計画的な保全を行います。
- 計画的な保全を図る場合であっても、予防保全する部位と、事後保全でも支障がない部位等を明確化し、効率的に修繕等を実施します。
- 計画的な保全については、劣化診断調査に基づき、保全優先度を設定する等、計画的かつ効率的な修繕・更新を行います。保全優先度については、個別計画の策定や改定、定期的な劣化診断調査により、随時見直しを行います。
- インフラ施設については、施設の特性に応じた修繕、長寿命化等に関する個別の保全計画を策定します。

3-2-2. 修繕・更新費用の平準化・縮減

- 施設の修繕・更新について、特定の年度に集中しないよう保全スケジュールを作成し、保全優先度等を考慮して単年度に発生する費用の平準化を図ります。また、高いコスト意識を持ち、施工方法や使用材料の検討を行い、費用の縮減を図ります。

3-2-3. 効果的な施設の修繕・更新

- 施設の更新時には、必要とされる福祉性能や環境性能を考慮するとともに、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善や延床面積の縮減を検討します。
- 施設の更新（建替え）にあたっては、ライフサイクルマネジメントを踏まえるとともに、余剰・遊休施設の活用や分野横断的に複数の機能を持たせた複合施設を検討します。
- 施設の修繕・更新には、民間の技術・ノウハウ等を活用するPPP/PFI手法を含め、最も効率的・効果的な手法を検討します。

3-2-4. 修繕履歴等の蓄積

- 修繕履歴や点検・診断結果等については、メンテナンスサイクルの構築のため、施設情報として蓄積・情報共有するとともに、分析を進め、計画的な保全に取り組むための基礎資料として、蓄積を図ります。

3-3. 安全確保の実施方針

3-3-1. 安全対策の優先的实施

- 利用者の安全を確保していくため、点検・診断結果等より、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を最優先に実施します。
- 特に高い危険性が認められた施設は、立入禁止措置を行ったうえ、供用廃止や除却（建物解体）を検討します。

3-4. 耐震化等の実施方針

3-4-1. 耐震性の確保

- 耐震性を満たさない施設については、計画的に耐震診断・耐震改修を実施し、施設の耐震化を図ります。特に、「宇陀市耐震改修促進計画」に基づき、地震発生時に応急対策活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点となる学校等は、優先的に実施します。

3-4-2. 防災機能の強化

- 災害時における避難場所・活動拠点に指定されている施設については、防災性や避難時の利用性を高めるための機能確保を図ります。

3-5. 長寿命化の実施方針

3-5-1. 長寿命化の推進

- 今後も保有していく施設については、計画的な保全を実施し、長寿命化を図ります。
- 公共建築物について、建替え周期は、標準的な耐用年数である 60 年を基本としますが、計画的な保全に取り組み、80 年を目標に長期使用を図ります。ただし、財政面で効果的な投資が可能と判断できる場合は、整備時期を早める等、実態に即した施設の整備を検討します。

3-6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

3-6-1. ユニバーサルデザイン化の推進

- 公共施設の改修や更新については、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザインに対応した施設整備を行います。

3-7. 統合や廃止の推進方針

3-7-1. 施設保有量の最適化

- 公共建築物の新設については、中長期的な財政状況を踏まえ、必要なサービスを効率的に提供できるものとし、多数の機能を持たせた複合施設等、全庁的な観点から施設保有量の最適化に努めます。

3-7-2. 公共建築物の再編による総量縮減と有効活用

- 施設情報の分析・評価結果や地域の実情を踏まえ、中長期的なまちづくりの観点から、施設の再編に取り組み、施設保有量の縮減を進めます。
- 行政サービスについて、ハード（施設）とソフト（機能）で分け、市が今後も施設を保有する必要性を検討します。
- 公共建築物の再編に際しては、市民と問題意識及び施設情報、分析・評価結果等を共有し、相互理解の上、検討を進めていきます。
- 行政サービスと市民ニーズが適合しない施設については、施設の廃止を検討します。
- 用途や設置目的が同じ施設については、利用・立地状況を踏まえ、施設の統廃合を進めます。
- 今後も保有していく施設のうち、各機能を集約する拠点となりうる施設については、他の機能の移転等による多機能化（集約化・複合化）を進めます。
- 機能として必要であっても施設は必要ない行政サービスについては、民間移管や代替サービス等、最適なサービスの提供手法を検討します。
- 市外の住民も利用可能な施設については、県や近隣市町村と施設を相互利用する等、施設の広域利用（広域化）も検討します。
- 貸室等、多くの施設が保有する類似機能については、それぞれの施設の稼働率や立地状況を考慮し、共用化を検討します。また、共用化により発生する未活用スペースについては、別用途への転換や民間への貸付等、施設の有効活用を図ります。

3-7-3. インフラ施設の計画的整備・更新

- インフラ施設については、市民生活と経済活動等を支える重要な施設であることから、一定の新規整備を継続する必要があるため、財政状況を踏まえ、費用対効果を十分に考慮して、新設と更新を計画的に実施していきます。
- 将来的には、インフラ施設についても社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえて、施設の再編を検討します。

3-8. 効率的な管理運営の推進方針

3-8-1. 管理運営経費の削減

- 将来の市民ニーズを的確に把握し、業務内容や人員配置、開館時間、利用料金等を適宜見直し、効率的・効果的な施設運営を検討します。
- 施設の管理運営について、その効果を十分に検討したうえで、指定管理者制度の活用や民間委託を推進し、民間のノウハウを活用した行政サービスの提供を進め、費用の削減やサービスの向上を図ります。

- 施設の維持管理や修繕、管理運営については、民間への包括的な委託契約や、アドプト制度（行政が、道路や公園等で市民等と定期的に美化活動を行うよう契約する制度）による市民との協働での管理等、効率的な手法を検討します。
- 光熱水費等、施設にかかる日常的な経費について、類似施設間で比較分析することで、施設管理者のコスト意識を醸成するとともに、省エネルギー設備の導入等、管理運営経費の削減に向けた対策を検討します。
- 賃料を支払っている借地については、購入等により可能な限り借地の解消を検討し、施設の維持管理に関わる費用の削減に努めます。

3-8-2. 財源の確保

- 広告の掲出やネーミングライツの販売、公共建築物等の再編による未活用施設の売却・貸付等、新たな財源の確保に向けた取り組みを検討します。
- 一般財源による負担を軽減するため、国や県等の補助制度を積極的に活用し、特定財源の確保に努めます。
- 施設の修繕・更新に備え、公共建築物整備基金への積み立て等を計画的に行い、財源の確保に努めます。
- 公共建築物の再編により、余剰となる建物・土地等については、民間への売却・貸付等により、財源の確保に努めるだけでなく、必要な民間サービスの誘導や市民ニーズに対応した官民複合施設の整備等、まちづくりと連携した公的不動産としての活用を検討します。

3-9. 推進体制等の構築方針

3-9-1. 全庁的な推進体制の強化

- 全庁的に公共施設等マネジメントを推進していくため、公共施設等の情報の一元的な管理を行い、計画の進行を管理していく専門部署を設置する等、体制強化を検討します。
- 公共施設等マネジメントにおける重要事項について、全庁的な調整・合意を行う場として、公共施設等マネジメント庁内検討チームを設置する等、継続的に検討していきます。
- 公共建築物の再編について、有識者や公募市民等により組織する（仮称）公共施設等マネジメント検討委員会を設置する等、市民との協働で検討を進めます。
- 資産経営の視点で、限られた財源を効率的に活用するためには、財政、行財政改革、企画、管財部署が連携し、公共施設等マネジメントによる再編や保全等、事業の優先度の判断と連動した予算編成・予算配分の仕組みを構築します。

3-9-2. 情報の一元管理

- 個々の施設ごとに施設所管部署が把握している施設情報等について、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、定期的に更新するとともに、固定資産台帳等との連動を進めます。
- 公共施設等マネジメントを推進するために必要な施設情報について、各施設所管部

署との役割分担のもと、継続的に更新、活用できる仕組みを構築します。

3-9-3. 職員の意識啓発と専門技術等の向上

○公共施設等マネジメントの推進には、職員一人ひとりが公共施設等マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもと実践していくことが重要となるため、職員を対象とした研修会等を定期的に実施し、職員の意識啓発や施設の点検等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取り組みを推進します。

3-9-4. 様々な主体との連携体制の構築

○市外の住民も利用可能な施設等について、本市で公共建築物を保有・整備するのではなく、国や県、近隣市町村と施設を相互利用する手法等を検討するため、広域的な体制を構築します。

○PPP/PFI手法等の導入や、民間施設を利用した行政サービスの提供等、公民連携の充実を図るための体制を構築します。

3-10. 市民等との情報共有の推進方針

3-10-1. 情報公開の推進

○公共施設等マネジメントの推進には、市民の理解が必要不可欠となるため、施設情報や検討経過について、ホームページや広報紙等に掲載することにより情報公開を進め、市民と問題意識を共有していきます。

○PPP/PFI手法や指定管理者制度等、民間活力の活用や、未活用施設の売却・貸付を進めるため、これらに関する施設情報についても、ホームページや広報紙等で公開していきます。

3-10-2. 行政・市民協働による検討の仕組みづくり

○「宇陀市まちづくり協議会」等と連携し、市民との協働による公共施設のあり方を検討するため、市民説明会の実施等、意見交換・情報共有の場を設置するための仕組みを検討します。

3-11. フォローアップの実施方針

3-11-1. 継続的な進行管理

○公共施設等マネジメントの推進については、構築した推進体制に基づき、マネジメントシステムの基本であるPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAサイクルにより、進捗状況等を評価・検証し改善・改革を行います。

3-11-2. 計画の見直し

○PDCAサイクルの評価等の結果により、適宜見直しを行います。また、社会経済

情勢の変化や、関連する計画の策定・変更等が行われた場合にも、変化に応じた見直しを行います。

第4章 施設類型別の方向性

本章では、公共建築物、インフラ施設における施設類型別の方向性を示します。
なお、方向性は、おおむね今後10年間を目処とした期間とします。

1. 公共建築物

次頁以降に、公共建築物の施設類型（中分類）別の方向性を示します。

＜公共建築物の施設類型（中分類）＞

大分類	中分類
01 市民文化系施設	公民館等、集会施設、文化施設、人権交流センター
02 社会教育系施設	博物館等
03 スポーツ・レクリエーション系施設	屋内スポーツ施設、屋外施設の管理棟等、保養施設、観光施設
04 産業系施設	農林系施設、商工系施設
05 学校教育系施設	学校、学校給食センター
06 子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園、幼児・児童施設
07 保健・福祉施設	保健施設、高齢者福祉施設
08 医療施設	医療施設
09 行政系施設	庁舎等、消防施設等、その他行政系施設
10 市営住宅	市営住宅
11 供給処理施設	供給処理施設
12 その他	駐輪場、斎場・霊苑、公衆便所、宮奥ダム関連施設、普通財産

次頁以降に示す施設一覧表の留意事項は、以下のとおりです。

- ・施設の諸元は、平成27年（2015年）3月末時点のものです。
- ・複数棟からなる施設は、延床面積は合計、建築年度、構造、階数、耐震性は代表棟のもの（最も延床面積が大きいもの等）を示しています。
- ・築年数は、平成28年度（2016年度）時点です。
- ・構造は、RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造を意味します。
- ・耐震性は、以下の分類に分けて、記載しています。
 - 新耐震：昭和56年（1981年）6月以降建築のもの
 - 改修済：耐震改修を実施したもの
 - 改修不要：耐震診断の結果、耐震改修が不要と判明しているもの
 - 改修未実施：耐震診断の結果、耐震改修が必要とされ未改修のもの
 - 診断未実施：耐震診断が未実施のもの
- ・延床面積の合計値は、小数点処理の関係から一致しないものがあります。

1-1. 市民文化系施設

1-1-1. 公民館等

(1) 現状と課題

- ・本市は、市が主催する公民館事業の場として、また、市民の生涯学習活動や地域活動を推進するための貸館として、ホールや会議室等を有する公民館等を4施設所有しています。このうち、榛原総合センターは、市立図書館と複合化しています。
- ・公民館は、「宇陀市公民館の今後のあり方について（答申）」（宇陀市公民館運営審議会、平成24年9月28日）を踏まえ、旧町村のそれぞれで運営していた公民館施設のあり方を見直し、現在は、大宇陀地域の中央公民館（分館を兼ねる）と、菟田野地域、榛原地域、室生地域それぞれの分館で運営しています。
- ・榛原総合センター以外の3施設は、築40年が経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震診断が未実施となっています。
- ・管理運営は、すべて直営で実施しています。
- ・本市では、過疎化や少子・高齢化の急速な進展等に適応していくため、旧小学校区や旧地区公民館を単位とした、まちづくり協議会が設立されており、今後は、その活動の中の生涯学習活動に対して支援していくことが求められています。

<市民文化系施設（公民館等）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
中央公民館（兼大宇陀分館）	大宇陀	1972	44	RC造	2	1,634	診断未実施	直営
菟田野分館	菟田野	1972	44	RC造	3	1,069	診断未実施	直営
榛原総合センター（中央公民館榛原分館、市立図書館）	榛原	1987	29	RC造	3	2,520	新耐震	直営
室生振興センター（中央公民館室生分館）	室生	1974	42	RC造	2	1,882	診断未実施	直営
合計	—	—	—	—	—	7,106	—	—

<市民文化系施設（公民館等）の利用状況>

公民館等		大宇陀	菟田野	榛原	室生
貸室（最大収容人数）		ホール（200人）、講座室A（15人）、講座室B（40人）、談話室（20人）	ホール（100人）、集会室（40人）、小会議室（20人）、講義室（15人）	会議室A（30人）、会議室B（35人）、調理室（40人）、創作室（40人）、焼釜室（5人）、和室（30人）、ホール（400人）、会議室C（100人）、会議室D（250人）	大集会室（400人）、農林研修室（32人）、研修室（64人）、行政相談室（10人）、会議室1（25人）、会議室2（28人）、和室（70人）、生活実習室（36人）
利用	開館日数（日）	293	293	291	292
	利用者数（人）	4,480	5,402	28,405	15,533
	利用件数（件）	291	462	1,411	604
コスト	歳入（千円）	199	1,279	1,843	584
	歳出（千円）	32,100	7,463	10,022	7,770
	歳入/歳出比率	1%	17%	18%	8%

※数値は、平成26年度（2014年度）実績値。

※大宇陀は、歳出に中央公民館として職員の人件費を含む。

(2) 方向性

- ・ 公民館等については、引き続き各地域に市民の生涯学習の場等を提供していくため、機能として、各地域に1ヶ所の配置を維持します。
- ・ 市立図書館と複合化している榛原総合センターについては、現在の配置・機能を維持し、中央公民館、菟田野分館、室生振興センターについては、老朽化が進んでいることから、施設としては、ホール、会議室等の集会機能が重複する他の施設との複合化等を検討します。

1-1-2. 集会施設

(1) 現状と課題

- ・本市は、自治会活動をはじめとする地域コミュニティ活動に利用されている集会所を123施設所有しています。
- ・一部の集会施設は、まちづくり協議会の活動に利用されています。
- ・ほとんどは特定の大字単位で利用されている施設であり、利用者が特定の地区住民に限定される施設です。このような施設の新築や改修等の整備にあたっては、利用者である自治会等が自己財源で行う（市は経費の一部を補助）ことを原則としていますが、各施設とも様々な国庫補助事業を活用して市が整備を支援してきた経緯があり、市所有の施設になっています。
- ・市内には、自治会等が独自で整備し、所有している集会施設もあります。
- ・平成26年4月からは、自治会等の裁量による自由で主体的な施設利用が可能となるよう、使用貸借契約に基づく自治会等での管理運営を推進しています。

<市民文化系施設（集会施設）一覧>

所管課	施設数				延床面積 (㎡)	備考
	総数	自治会等		市		
		使用 貸借	指定 管理	直営		
大字陀地域事務所	38	13	25	0	5,213	大字陀地域の集会所等
菟田野地域事務所	16	11	2	3	1,960	菟田野地域の集会所等
総務課	44	38	6	0	7,904	榛原地域の集会所等
室生地域事務所	15	10	5	0	5,798	室生地域の集会所等
介護福祉課	5	0	0	5	527	無山老人憩の家、桧牧老人憩の家、下井足老人憩の家、大野西垣内老人憩の家、蕨老人憩の家
市営住宅課	2	0	0	2	130	上笠神団地（笠神集会所）、無山団地集会所
人権推進課	3	0	0	3	902	元うたの湯、大野西垣内集会所、蕨集会所
合計	123	72	38	13	22,434	

(2) 方向性

- ・市民協働の観点から、自治会等の裁量による自由で主体的な施設利用を促進していくため、引き続き、自治会等による管理運営を推進します。自治会等での管理運営が見込まれない施設については、用途を廃止します。
- ・自治会活動で利用される集会施設の建替え等を支援していくとともに、自己財源の確保が困難な自治会等に対しては、複数の自治会による共同建替えや他の公共施設の貸付等により、地域コミュニティ活動を行うための集会機能を維持します。
- ・今後は、利用者が特定の地区住民に限定される施設については、地元自治会等への譲渡も検討します。
- ・まちづくり協議会との協働による地域づくりを推進していくため、これまでの施設配置を見直し、大字陀・菟田野・榛原地域では旧小学校区の単位において、ま

た室生地域については、旧地区公民館の単位において、まちづくり協議会の活動拠点となる集会施設を配置することを検討します。

1-1-3. 文化施設

(1) 現状と課題

- 本市は、市が主催する文化事業を実施し、質の高い芸術文化に市民が触れる機会を提供するとともに、市民の主体的な文化活動の場を提供する施設として、文化施設を7施設所有しています。
- 文化会館は、本市を代表する文化施設で、市内唯一の500人規模の大ホールを有し、コンサートや成人式等の各種イベントを実施するとともに、貸館として市民の文化活動の発表の場として利用されています。管理運営は、直営で実施しており、年間利用者数は19,969人です。
- 菟田野農村環境改善センター「農林センター」、大和富士ホール、基幹集落センター「たかぎふるさと館」、農村環境改善センター「農林会館」は、直営で貸館を主とした施設で、地域での文化活動に利用されています。施設の利用状況は、大和富士ホールで年間利用者数37,159人と高い利用状況となっています。
- 室生高齢者ふれあい館「音楽の森」、文化芸術活動体験交流施設「ふるさと元気村」は、指定管理者制度を導入している施設で、指定管理者が主体的に地域での文化活動を行っています。
- 菟田野農村環境改善センター「農林センター」、農村環境改善センター「農林会館」、室生高齢者ふれあい館「音楽の森」については築30年が経過しており、老朽化が進んでいます。

＜市民文化系施設（文化施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
文化会館	大宇陀	1990	26	RC造	2	3,667	新耐震	直営
菟田野農村環境改善センター「農林センター」	菟田野	1986	30	RC造	1	924	新耐震	直営
大和富士ホール	榛原	1997	19	S造	1	445	新耐震	直営
基幹集落センター「たかぎふるさと館」	榛原	1994	22	木造	1	946	新耐震	直営
農村環境改善センター「農林会館」	榛原	1983	33	RC造	2	1,024	新耐震	直営
室生高齢者ふれあい館「音楽の森」	室生	1984	32	S造他	1	428	新耐震	指定管理
文化芸術活動体験交流施設「ふるさと元気村」	室生	1988	28	RC造	3	2,544	新耐震	指定管理
合計	—	—	—	—	—	9,978	—	—

＜市民文化系施設（文化施設）の利用状況①＞

文化施設		文化会館	農林センター	大和富士ホール	たかぎふるさと館
貸室（最大収容人数）		ホール（500人）、研修室、展示ホール、創作室、セミナー室、メディアルーム、和室	農事研修室、談話室、多目的ホール	和室B、ホール（120人）、控室	研修室、調理実習室、健康相談室、和室1、和室2、大会議室
利用	開館日数（日）	292	305	310	267
	利用者数（人）	19,969	664	37,159	2,233
	利用件数（件）	494	32	1,435	103
コスト	歳入（千円）	12,206	209	653	93
	歳出（千円）	38,797	1,475	3,700	5,732
	歳入/歳出比率	32%	14%	18%	2%

※数値は、平成26年度（2014年度）実績値。

＜市民文化系施設（文化施設）の利用状況②＞

文化施設		農林会館	音楽の森	ふるさと元気村
貸室（最大収容人数）		小会議室、図書室、料理実習室、生活指導室、和室、大集会室	ホール（80人）、プレイルーム1、プレイルーム2、厨房	調理室、コミュニティ活動室、休憩室、多目的ホール（50人）、シャワー室、体験工房室、アトリエ、多目的広場（80人）、和室、調理室2
利用	開館日数（日）	268	192	303
	利用者数（人）	10,013	3,579	1,423
	利用件数（件）	627	0	213
コスト	歳入（千円）	462	0	0
	歳出（千円）	2,978	5,225	2,890
	歳入/歳出比率	16%	—	—

※数値は、平成26年度（2014年度）実績値。

(2) 方向性

- ・ 文化会館については、他に類似施設がなく、特殊設備を有し、芸術文化の振興を本市の独自施策として展開するために必要な施設であることから、現在の配置・機能を維持しますが、管理運営のあり方を見直す等、有効活用を図ります。
- ・ 直営で貸館を主とする施設については、老朽化の進展具合や今後の利用状況を踏まえ、集会機能が重複する近隣の他の施設との共有化等を検討し、規模の最適化を図ります。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設については、それぞれの団体の活動状況、施設の老朽化状況も踏まえ、施設のあり方について検討します。

1-1-4. 人権交流センター

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、人権啓発の拠点として、あらゆる人権に関する課題を解決するための各種事業を総合的に行う人権交流センターを3施設所有しています。
- ・ 大宇陀人権センター以外は、築40年前後であり、老朽化が進んでいます。また、耐震改修・診断が実施されていません。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。
- ・ 人権交流センターは、平成23年に宇陀市あらゆる差別の撤廃・人権擁護に関する審議会から答申が出され、現在3施設ある人権交流センターを菟田野人権交流センターに統合する方向性が示されています。
- ・ 菟田野人権交流センターは、魅力と活力のあるまちづくりの拠点施設として建替えを検討しており、奈良県と協議を進めているまちづくり基本構想の中でも新たな地域交流の拠点施設としての運営をめざしています。

<市民文化系施設（人権交流センター）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
大宇陀人権交流センター	大宇陀	2005	11	S造	1	622	新耐震	直営
菟田野人権交流センター	菟田野	1979	37	RC造	3	2,319	改修未実施	直営
室生人権交流センター	室生	1974	42	RC造	3	615	診断未実施	直営
合計	—	—	—	—	—	3,556	—	—

<市民文化系施設（人権交流センター）の利用状況>

人権交流センター		大宇陀	菟田野	室生
貸室		図書室兼会議室、機能回復訓練室、調理実習室	1階和室、1階デイ室、2階集会室、2階会議室、2階調理実習室、3階多目的室、3階談話室、3階和室、体育館、2階ゆづり葉室	大集会室、調理実習室、学習室
利用	開館日数 (日)	244	302	258
	利用者数 (人)	6,398	8,595	1,576
	利用件数 (件)	95	737	250
コスト	歳入 (千円)	11,329	10,872	9,085
	歳出 (千円)	36,778	23,734	19,933
	歳入/歳出比率	31%	46%	46%

※数値は、平成26年度（2014年度）実績値。

(2) 方向性

- ・ 人権交流センターについては、答申の方向性を踏まえて、人権啓発の拠点としての機能を菟田野人権交流センターに集約し、適正な規模での建替えを検討するとともに、機能移転後の施設は他の用途に転用する等、有効活用を検討します。

1-2. 社会教育系施設

1-2-1. 博物館等

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、市の文化財や文化作品等を展示する博物館等を7施設所有しています。
- ・ 歴史文化館「葉の館」は旧細川家住宅、歴史文化館「旧旅籠あぶらや」は旧中川家住宅で両館とも市指定文化財であり、保存するとともに一般公開している施設です。
- ・ 松山地区まちづくりセンターは、旧内藤家住宅を改修したまちづくりの拠点施設、松山地区まちなみギャラリーは、町並みの景観と調和を図った建築物で展示場及び物販を提供する施設です。
- ・ 大宇陀福祉会館は明治時代に町役場として建てられた施設で、時代の変遷とともに使用形態が変わり、近年は福祉会館として利用されています。
- ・ 歴史文化館「葉の館」、松山地区まちづくりセンター、松山地区まちなみギャラリー、大宇陀福祉会館は、重要伝統的建造物群保存地区である松山地区に立地しています。
- ・ 室生山上公園芸術の森は、ダニ・カラヴァンの手によって空間全体が彫刻作品として作られた公園であり、建築物として管理棟等を設置しています。
- ・ 室生地域文化伝習展示施設「あさぎりホール」は、地すべり対策事業にて県が整備後、市に移管された施設で、ホールは県無形民俗文化財に指定されている室生神楽（獅子舞）の練習場所として活用されています。
- ・ 管理運営は、指定管理者制度を導入している松山地区まちなみギャラリー、室生地域文化伝習展示施設「あさぎりホール」以外は、直営で実施しています。

<社会教育系施設（博物館等）一覧>

施設名	地域	建築 (改修) 年度	築年 数	構造	階数	延床 面積 (㎡)	耐震 性	管理 運営
松山地区まちづくりセンター	大宇陀	2003	13	木造	2	356	診断 未実施	直営
松山地区まちなみギャラリー	大宇陀	2004	12	木造	2	173	新耐震	指定 管理
歴史文化館「葉の館」	大宇陀	1992	24	木造	2	810	診断 未実施	直営
大宇陀福祉会館	大宇陀	1904	112	木造	2	299	診断 未実施	直営
歴史文化館「旧旅籠あぶらや」	榛原	2012	4	木造	2	243	診断 未実施	直営
室生山上公園芸術の森（管理棟等）	室生	2005	11	RC造	1	553	新耐震	直営
室生地域文化伝習展示施設「あさぎりホール」	室生	1999	17	RC造	2	583	新耐震	指定 管理
合計	—	—	—	—	—	3,017	—	—

(2) 方向性

- ・ 博物館等については、本市の文化財として、また文化財を保存・活用するために有効な施設であることから、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 大宇陀福祉会館については、歴史的建築物であることから、今後、地域の文化伝承施設としての活用を検討します。

1-3. スポーツ・レクリエーション系施設

1-3-1. 屋内スポーツ施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、屋内スポーツ施設として、体育館を 6 施設、室内温水プールを 1 施設、屋内テニス・ゲートボール場を 3 施設所有しています。
- ・ 総合体育館及び室内温水プールは、榛原総合運動場と隣接しており、各種スポーツ大会等が開催できる規模を有する総合的なスポーツ施設です。大宇陀体育館は規模の大きい施設であり、総合体育館と役割が一部重複しています。
- ・ 内原体育館、榛原体育センター、伊那佐体育館、室生農林トレーニングセンターは、地域で活用される体育館です。
- ・ 大宇陀ふれあい交流ドームは、市内で唯一の屋内テニス場と屋内ゲートボール場を有しています。
- ・ 榛原ゲートボール場、室生屋内山村広場は、屋内ゲートボール場です。
- ・ 体育館は、築 30 年前後となっており、老朽化が進んでいます。内原体育館は、老朽化等により、平成 26 年度から休館しています。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。
- ・ 本市では、学校教育に支障のない範囲で、小中学校の体育館を一般に公開しています。

＜スポーツ・レクリエーション系施設（屋内スポーツ施設）一覧＞

施設名 (延利用者数)	地域	建築 年度	築年 数	構造	階数	延床 面積 (㎡)	耐震 性	管理 運営
大宇陀体育館 (22,166 人)	大宇陀	1983	33	RC 造	2	3,789	新耐震	直営
内原体育館 (休館中)	大宇陀	1982	34	S 造	1	433	新耐震	直営
大宇陀ふれあい交流ドーム (19,290 人)	大宇陀	2004	12	S 造	1	2,505	新耐震	直営
総合体育館 (42,089 人)	榛原	1983	33	RC 造 他	2	5,496	新耐震	直営
室内温水プール (38,905 人)	榛原	1992	24	RC 造	2	1,836	新耐震	直営
榛原体育センター (27,852 人)	榛原	1988	28	S 造	1	875	新耐震	直営
伊那佐体育館 (4,708 人)	榛原	1988	28	RC 造	1	759	新耐震	直営
榛原ゲートボール場 (3,674 人)	榛原	1998	18	S 造	1	1,232	新耐震	直営
室生屋内山村広場 (7,094 人)	室生	2003	13	木造	1	2,646	新耐震	直営
室生農林トレーニングセンター (21,857 人)	室生	1987	29	木造	1	961	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	20,531	—	—

※延利用者数は、平成 26 年度（2014 年度）実績。

(2) 方向性

- ・ 総合体育館及び室内温水プールについては、各種スポーツ大会等が開催できる拠点施設として、現在の配置・機能を維持しますが、民間活力の導入等、管理運営のあり方を見直す等有効活用を図ります。
- ・ その他体育館については、地域住民の日常的なスポーツ活動のために必要な施設ですが、築年数が30年を超え、老朽化が進んでいることから、利用実態を精査するとともに、今後の利用需要、小中学校等の体育館の一般開放、体育館機能を有する集会施設等との機能の共有化を考慮し、施設の統廃合、規模の適正化について検討します。
- ・ 屋内テニス・ゲートボール場については、それぞれ雨天時でも活動できる施設で、生涯スポーツや各種行事の開催場所として重要な施設であり、築年数も比較的新しい施設であることから、現在の配置・機能を維持します。

1-3-2. 屋外施設の管理棟等

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、屋外の運動場等のうち、管理棟や倉庫、トイレ等を有するものを9施設所
有しています。
- ・ 屋外の運動場等は、地域での屋外スポーツ等で活用されています。

<スポーツ・レクリエーション系施設（屋外施設の管理棟等）一覧>

施設名	地域	建築 年度	築年 数	構造	階数	延床 面積 (㎡)	耐震 性	管理 運営
大宇陀運動場（トイレ）	大宇陀	不明	不明	非木造	1	16	診断 未実施	直営
菟田野ゲートボール場（トイレ）	菟田野	2002	14	木造	1	95	新耐震	直営
菟田野運動場（倉庫・トイレ）	菟田野	不明	不明	非木造	1	52	診断 未実施	直営
榛原運動場（倉庫）	榛原	1969	47	CB造	1	118	診断 未実施	直営
ひのき坂テニスコート（トイレ）	榛原	不明	不明	C造	1	10	診断 未実施	直営
内牧運動場（トイレ）	榛原	不明	不明	プレハブ 造	1	10	診断 未実施	直営
室生運動場（トイレ・倉庫）	室生	1985	31	非木造	1	160	新耐震	直営
室生オートキャンプ場（炊事棟）	室生	2005	11	木造	1	52	新耐震	直営
室生野外ステージ（ステージ）	室生	1995	21	RC造	1	189	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	702	—	—

(2) 方向性

- ・ 屋外施設の管理棟等については、屋外の運動場等の付帯施設であり、管理棟やトイ
レ、倉庫等の必要な施設であることから、現在の配置・機能を維持します。

1-3-3. 保養施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、保養施設として、日帰り温浴施設、温浴宿泊施設を所有しています。
- ・ 温浴施設や宿泊施設は、収益性が求められる施設であるため、民間事業者による整備・運営が一般的ですが、本市では、地域の雇用対策や地域振興の一環として取り組んできた経緯があります。また、高齢者等市民の健康増進の役割も担っています。
- ・ 心の森「多世代交流プラザ」(大宇陀温泉あきののゆ)は、地域住民の健康増進を目的とした日帰り温浴施設です。また、施設内の一室に、大宇陀保健センターを設置しています。
- ・ 美榛苑は、宿泊事業を展開する温浴宿泊施設で、滞在型観光の拠点施設です。
- ・ 管理運営は、すべて指定管理者が行っています。市は、指定管理料の支出は無く、納付金や施設利用料を徴収しています。なお、心の森「多世代交流プラザ」は、平成28年度からは新しく地元企業主体の指定管理者に変更となっています。

＜スポーツ・レクリエーション系施設（保養施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
心の森「多世代交流プラザ」	大宇陀	1999	17	RC造	1	2,815	新耐震	指定管理
保養センター美榛苑	榛原	1994	22	RC造	4	6,889	新耐震	指定管理
合計	—	—	—	—	—	9,704	—	—

(2) 方向性

- ・ 保養施設は、指定管理者制度を導入した運営管理で、市は納付金や施設使用料を徴収していますが、収益性の求められる施設であることから、今後の経営状況を踏まえ、施設のあり方について検討します。

1-3-4. 観光施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、観光案内所、道の駅を2ヶ所、その他観光休憩所を所有しています。
- ・ 観光案内所「うだ観処」は、近鉄榛原駅前に設置した本市唯一の観光案内所です。
- ・ 道の駅は、ドライバーが休憩できる道路の施設で、駐車場やトイレ等の道の駅の機能に加え、物販、レストラン、野菜の直売所から構成されています。市内には、大宇陀地域に道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」、室生地域に道の駅「宇陀路室生」を設置しています。
- ・ 室生休憩所は、室生寺と仏隆寺間の道路沿いの山間部に設置された施設です。
- ・ 道の駅の管理運営は、一部は委託ですが、指定管理者が行っています。市は、指定管理料の支出は無く、施設利用料等を受け取っています。

<スポーツ・レクリエーション系施設（観光施設）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
道の駅「宇陀路大宇陀 阿騎野宿」	大宇陀	1996	20	木造	2	894	新耐震	指定管理
道の駅「宇陀路大宇陀 阿騎野宿」阿騎野新鮮野菜直売所	大宇陀	1996	20	木造	1	45	新耐震	使用貸借
観光案内所「うだ観処」	榛原	2009	7	木造	1	44	新耐震	使用貸借
道の駅「宇陀路室生」	室生	1997	19	S造	1	384	新耐震	指定管理
道の駅「宇陀路室生」こもれび市場	室生	1999	17	木造	1	120	新耐震	指定管理
室生休憩所	室生	1995	21	木造	1	36	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	1,523	—	—

(2) 方向性

- ・ 観光案内所「うだ観処」については、本市の玄関口である近鉄榛原駅に訪れる観光客にとって唯一の施設であることから、現在の機能を維持するとともに、充実を図ります。
- ・ 道の駅については、本市の産業・観光の拠点であり、また生産者の製造、販売を促し地域の活性化に寄与し、本市に収益をもたらしている施設であることから、現在の配置・機能を維持し、引き続き、定期的なモニタリング評価を行い、サービス水準の妥当性、財政的効果等を踏まえ、事業継続性を審査します。

1-4. 産業系施設

1-4-1. 農林系施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、農林系施設として、農産物加工所、野菜の直売所 2 施設、共同作業場を所有しています。
- ・ 阿騎野農産物加工所は、旧守道小学校の一部を活用した施設です。
- ・ 菟田野アグリマート及び榛原にぎわい市場は、農産物の直売所です。
- ・ 桧牧共同作業場は、地域の作業場、木材置場として活用されている施設です。旧榛原町時代に契約が締結され、現在でも利用されています。
- ・ 桧牧共同作業場以外は、管理運営は、すべて指定管理者が行っています。
- ・ 桧牧共同作業場は、築 36 年が経過し、老朽化が進んでいます。

<産業系施設（農林系施設）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
阿騎野農産物加工所	大宇陀	2011	5	RC 造	1	809	新耐震	指定管理
菟田野アグリマート	菟田野	2003	13	S 造	1	135	新耐震	指定管理
榛原にぎわい市場	榛原	2002	14	木造	1	113	新耐震	指定管理
桧牧共同作業場	榛原	1980	36	S 造	1	345	改修不要	直営
合計	—	—	—	—	—	1,402	—	—

(2) 方向性

- ・ 指定管理者制度を導入している施設については、各種活動団体が農業振興と地域活性化に活用している施設であることから、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 桧牧共同作業場については、特定の利用者に限定される施設であることから、利用者への譲渡を検討し、受け手がない場合は用途を廃止します。

1-4-2. 商工系施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、商工系施設として、毛皮革産業を振興する施設を菟田野毛皮革工場団地内に3施設所有しています。
- ・ 大型共同作業場は、地場産業の振興する作業場で、奈良県毛皮革工場団地協同組合が使用しています。
- ・ 菟田野産業振興センターは、毛皮革産業の振興を図るための施設です。
- ・ 毛皮革工場団地用水施設は、毛皮革工場団地内の工場用水施設です。
- ・ 管理運営は、使用貸借契約を締結している大型共同作業場以外は、直営で実施しています。
- ・ 全ての施設において、築30年程度が経過し、老朽化が進んでいます。

＜産業系施設（商工系施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
大型共同作業場	菟田野	1988	28	S造	2	962	新耐震	使用貸借
菟田野産業振興センター	菟田野	1989	27	RC造	2	1,158	新耐震	直営
毛皮革工場団地用水施設	菟田野	1988	28	B造	1	48	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	2,168	—	—

(2) 方向性

- ・ 商工系施設については、菟田野毛皮革工場団地内にあり、地場産業である毛皮革産業を振興し、事業者にも有効活用されている施設ですが、老朽化が進み、修繕・更新等が発生することが見込まれることから、今後の施設のあり方、事業者との役割分担について、検討を進めます。

1-5. 学校教育系施設

1-5-1. 学校

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、小中学校について合併後に統廃合を進め、現在、小学校 6 校と中学校 4 校を広範な市域に配置しています。
- ・ 中学校については、旧町村単位である地域毎に 1 校の配置となっています。
- ・ 小学校については、榛原地域には 3 校配置されており、それ以外の地域には 1 校の配置となっています。
- ・ 学校の統廃合の結果、遠距離通学が必要になった児童生徒を対象にスクールバスを 29 台運行しています。スクールバスは、プールの無い学校が榛原地域の室内温水プールを利用する際にも活用されています。
- ・ 大宇陀小学校、菟田野小学校、菟田野中学校以外は、築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。学校は、本市の所有する公共建築物の約 2 割（延床面積ベース）を占めているため、将来の更新費用についても、財政に与える影響が大きい施設です。
- ・ 児童生徒数は、平成 28 年度は 1,993 人（児童 1,261 人、生徒 732 人）ですが、6 年後の平成 34 年度には 1,643 人（児童 978 人、生徒 665 人）と、今後減少が進むことが見込まれています。これまでも学校規模の適正化を推進してきましたが、児童、生徒数の推移を注視していく必要があります。

<学校教育系施設（学校）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
大宇陀小学校	大宇陀	2012	4	RC 造	3	6,439	新耐震	直営
大宇陀中学校	大宇陀	1980	36	RC 造	3	6,257	改修済	直営
菟田野小学校	菟田野	2005	11	RC 造	2	4,938	新耐震	直営
菟田野中学校	菟田野	1993	23	RC 造	3	5,630	新耐震	直営
榛原小学校	榛原	1972	44	RC 造	3	6,084	改修済	直営
榛原西小学校	榛原	1976	40	RC 造	3	3,325	改修済	直営
榛原東小学校	榛原	1978	38	RC 造	3	6,791	改修済	直営
榛原中学校	榛原	1982	34	RC 造	4	9,354	改修未実施	直営
室生小学校	室生	1983	33	RC 造	3	2,827	新耐震	直営
室生中学校	室生	1966	50	RC 造	3	4,657	改修済	直営
合計	—	—	—	—	—	56,302	—	—

※榛原中学校については、平成 27 年度から耐震改修作業等を実施中。

(2) 方向性

- ・ 学校については、児童生徒数の減少や老朽化の進展といった学校を取り巻く課題に対応し、より良い教育環境を確保していくため、広範な市域を勘案しつつ、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、地域コミュニティの場としての性格も考慮しつつ、他の施設との複合化・共有化も視野に入れながら、地域の実情を踏まえ、学校の規模・配置の適正化について検討を進めます。
- ・ 学校統合により生じた廃校については、地域コミュニティのための施設としての活用や地域の活性化の観点から有効活用を図ります。

1-5-2. 学校給食センター

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、学校給食センターとして、1施設を所有しています。
- ・ 学校給食センターは、合併後、平成19年4月に旧4町村の施設を再編し、2施設に統合することにより、施設維持管理費や職員の削減を行いました。平成22年9月には、1つの施設に集約し、現在に至っています。
- ・ 学校給食センターは、中学校4校、小学校6校、幼稚園3園、約2,400人に給食を提供しています。
- ・ 管理運営は、直営で実施しています。
- ・ 現在の施設は、築40年を経過し、耐震診断も実施されておらず、平成32年度からの開業を目処として、別の敷地に建替えを予定しています。

＜学校教育系施設（学校給食センター）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
市立学校給食センター	榛原	1975	41	S造他	1	690	診断未実施	直営
合計	—	—	—	—	—	690	—	—

(2) 方向性

- ・ 学校給食センターについては、安全安心な給食の提供はもとより、子どもたちへの食育や地産地消を推進するため、市内1ヶ所の配置を維持しますが、築40年を経過していることから、建替えを行います。なお、建替えにあたっては、施設の維持管理だけでなく、事業運営についても直営、民間委託等の検討を行います。

1-6. 子育て支援施設

1-6-1. 幼稚園・保育所・認定こども園

(1) 現状と課題

- 本市では、合併後に幼稚園、保育所の統廃合を進め、現在、幼保連携型認定こども園 2 施設、保育所 2 施設、幼稚園 3 施設を所有しています。また、民間の私立保育園が 1 施設あります。
- 定員充足率（在籍園児数/定員数）は、14～74%と施設によって大きな差があります。特に菟田野保育所、榛原地域の 3 幼稚園は、14～35%と低い状況となっています。なお、菟田野地域には幼稚園がないことから、菟田野地域の幼稚園児は、大宇陀こども園に通園しています。
- 菟田野保育所は築 43 年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 榛原幼稚園、榛原西幼稚園、榛原東幼稚園、榛原北保育園は築 36～39 年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 本市では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しています。「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」では、各地域 1 ヶ所の幼保連携型認定こども園に統合する方向性を示しています。

<子育て支援施設（幼稚園・保育所・認定こども園）一覧>

施設名（在籍園児数/定員数）	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積（㎡）	耐震性	管理運営
大宇陀こども園（161/270）	大宇陀	2002	14	S 造他	1	2,435	新耐震	直営
菟田野保育所（32/130）	菟田野	1973	43	S 造	2	987	診断未実施	直営
榛原北保育園（74/100）	榛原	1979	37	S 造	2	1,894	改修未実施	直営
榛原幼稚園（74/210）	榛原	1978	38	RC 造	2	962	改修不要	直営
榛原西幼稚園（19/140）	榛原	1977	39	RC 造	2	576	改修不要	直営
榛原東幼稚園（83/280）	榛原	1980	36	RC 造	2	1,204	改修不要	直営
室生こども園（54/135）	室生	2000	16	木造	2	1,612	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	9,670	—	—

※在籍園児数/定員数は、平成 28 年度（2016 年度）時点。

(2) 方向性

- 幼稚園、保育所、認定こども園については、一部施設において老朽化が進む中、「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各地域に幼保連携型こども園を配置していく方向性ですが、榛原地域については、周辺の就学前施設の状況を鑑み、検討していきます。

1-6-2. 幼児・児童施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、幼児・児童施設として、子育て支援センター、地域の子どもたちの遊び場を提供する児童館を5施設所有しています。
- ・ 子育て支援センターは、平成23年4月より旧菟田野保健センターを転用して開所し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。
- ・ 児童館は、築30年を経過し、耐震診断が実施されていない施設もあることから、学童保育が開始されて以降、すべての施設を休館としています。なお、菟田野児童館は、民間の福祉事業所に障がい者の就労支援の場所として活用されています。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。

＜子育て支援施設（幼児・児童施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
子育て支援センター	菟田野	1999	17	RC造他	2	727	新耐震	直営
大宇陀児童館	大宇陀	1979	37	S造	2	708	診断未実施	直営
菟田野児童館	菟田野	1974	42	RC造	2	806	診断未実施	直営
室生北児童館	室生	1981	35	S造	1	478	新耐震	直営
室生西児童館	室生	1986	30	S造	2	404	新耐震	直営
室生東児童館	室生	1986	30	S造	2	411	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	3,534	—	—

(2) 方向性

- ・ 子育て支援センターについては、幼保連携型こども園の設置に伴い、同施設内への併設も視野に入れ、検討します。
- ・ 児童館については、現在休館中であり、築30年を経過していることから、用途の廃止を検討します。

1-7. 保健・福祉施設

1-7-1. 保健施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、合併後に旧町村単位にあった保健センターの統廃合を行い、平成 24 年 10 月より、事務所機能を 1 施設に集約し、健診時には、各地域に職員を派遣し、健診事業等を実施する運営体制となっています。所有する施設としては、2 施設あります。
- ・ 大宇陀保健センターは、心の森「多世代交流プラザ」内に専用の一室を設置しています。健診時のみの利用で年 3 割程度の稼働率となっていますが、部屋の年間賃料を指定管理者へ支払っています。
- ・ 室生福祉保健交流センター「ぬく森の郷」は、保健事業を展開する拠点施設で、職員が常駐しています。なお、施設は貸室を有しており、本市の統括した保健センターとしての機能については、認知度が低い現状です。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。

＜保健・福祉施設（保健施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
大宇陀保健センター（心の森「多世代交流プラザ」内）	大宇陀	1999	17	SRC 造	1	595	新耐震	直営
室生福祉保健交流センター「ぬく森の郷」	室生	1999	17	RC 造	1	2,231	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	2,826	—	—

(2) 方向性

- ・ 保健センターは、拠点 1 施設から職員を派遣する形態で事業を実施することから、統括した保健センターとして機能していることを明確にするため、平成 29 年 4 月から福祉保健センター「ぬく森の郷」の施設内に、「宇陀市中央保健センター」という位置づけを設け、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 大宇陀保健センターについては、未利用の時期が多い一方で、年間賃料を指定管理者に支払っている状況であり、当該施設でなくても全面禁煙の施設であれば保健事業は実施可能であることから、他の保健センターのように他の施設への場所の移転、跡地の有効活用について検討します。

1-7-2. 高齢者福祉施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、高齢者福祉を行う施設として、介護老人保健施設さんとぴあ榛原を所有しています。
- ・ 介護老人保健施設さんとぴあ榛原は、主に医療ケアやリハビリを必要とする要介護状態の高齢者（65歳以上）等を受け入れる介護老人保健施設（老健）です。入所定員100名、通所定員25名、市立病院に併設して設置しています。
- ・ 管理運営は、直営で実施しています。

<保健・福祉施設（高齢者福祉施設）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
介護老人保健施設さんとぴあ榛原	榛原	1998	18	RC造	6	4,312	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	4,312	—	—

(2) 方向性

- ・ 高齢者福祉施設については、市立病院に併設した施設であり、高齢者への介護事業として必要であることから、現在の配置・機能を維持します。

1-8. 医療施設

1-8-1. 医療施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、医療施設として、本市の総合的な医療拠点である市立病院、過疎地の無医地区における診療所を2施設所有しています。なお、病床を有する施設は、市立病院（176床）以外に、民間の病院（66床）が1施設あります。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。診療所では、奈良県立医大からの派遣医と自治医大との派遣協定終了後に平成25年度市職員として採用した医師、そして地域の看護師を直接雇用して配置しています。
- ・ 市立病院と診療所間では、患者の紹介・逆紹介等、診療面における連携が図られています。

<医療施設（医療施設）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
市立病院	榛原	2011	5	RC造	7	16,232	新耐震	直営
国民健康保険直営田口診療所	室生	1992	24	S造	1	193	新耐震	直営
国民健康保険直営東里診療所	室生	1989	27	S造	1	254	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	16,679	—	—

(2) 方向性

- ・ 市立病院については、本市の医療拠点であることから、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 診療所については、遠方への移動が容易ではない高齢者が安心して暮らすために重要な施設であるため、現在の配置・機能を維持しますが、今後、診療所の運営や地域医療のあり方については、他の地区における高齢化の進展状況、民間開業医・勤務医の動向等を見据えて、市立病院や医療介護あんしんセンターとの連携をより一層進めていきます。

1-9. 行政系施設

1-9-1. 庁舎等

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、庁舎等として、市役所庁舎と地域事務所を所有しています。
- ・ 市役所庁舎は、本市の行政機能の中心的施設で、各課諸室、市長室、議場等を有する施設です。
- ・ 地域事務所は、旧町村の役場庁舎で、現在では、大宇陀地域、菟田野地域、室生地域の市民窓口機能を有する施設となっています。なお、諸室に余剰があるため、国及び県や公的団体に貸与し、使用料・光熱費等を徴収しています。
- ・ 大宇陀地域事務所本庁舎は築 47 年が経過し、老朽化が進んでいます。また、耐震診断が実施されていません。
- ・ 室生地域事務所は築 35 年が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・ 管理運営は、直営で実施していますが、庁舎等の維持管理は大部分を外部委託しています。市役所庁舎では、維持管理の外部委託費が年約 2 千万円程度かかっています。竣工から 14 年経過し、大規模改修等も必要になってきていますが、財政状況から最小限での修繕となっています。

＜行政系施設（庁舎等）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
市役所庁舎	榛原	2002	14	SRC 造 他	5	7,823	新耐震	直営
大宇陀地域事務所本庁舎	大宇陀	1969	47	RC 造	2	1,626	診断 未実施	直営
大宇陀地域事務所分庁舎	大宇陀	1985	31	RC 造	2	366	新耐震	直営
菟田野地域事務所	菟田野	1999	17	SRC 造	3	2,770	新耐震	直営
室生地域事務所	室生	1981	35	RC 造	2	1,750	診断 未実施	直営
合計	—	—	—	—	—	14,334	—	—

(2) 方向性

- ・ 市役所庁舎については、本市の直接事務の執行に供する施設であり、災害時における災害対策拠点となる施設であることから、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 地域事務所については、各地域における市民窓口機能を有する施設であるため、各地域 1 ヶ所の配置を維持しますが、市民窓口機能のみであれば現在の規模は必要ではないことから、老朽化の進展状況を踏まえ、他施設との複合化を検討する等、規模の適正化を図ります。
- ・ 庁舎等の維持管理について、単一業者と複数年契約を行う包括管理委託や他施設も含めて委託する等、効率的な手法について検討するとともに、計画的な修繕が実施できるような体制を検討します。

1-9-2. 消防施設等

(1) 現状と課題

- ・ 本市では、地域での消防活動で活用する消防施設等として、消防団の消防会館、詰所、機庫等が71施設設置されています。
- ・ 宇陀市消防団は、16分団（大宇陀4、菟田野4、榛原4、室生4）で組織されており、それぞれの地域で消防施設等を活用しています。なお、本市の常備消防は、奈良県広域消防組合が所管し、市内に宇陀消防署が設置されています。
- ・ 消防施設等は、築年数等が不明確な施設が多くあります。また、過去の経緯から本市が直接所有する施設、市が整備・維持管理するが地元が所有している施設等、所有関係が地域によって異なります。
- ・ 消防団は、団員数の減少が進んでいることから、現在、「消防団組織再編計画」を検討しています。

<行政系施設（消防施設等）一覧>

地域	設置数	延床面積 (㎡)
大宇陀	16	1,179
菟田野	8	751
榛原	23	1,170
室生	24	1,375
合計	71	4,474

(2) 方向性

- ・ 消防施設等については、市民の安全を確保するため、地域における消防活動を担う消防団にとって必要な施設であることから、現在の配置・機能を維持しますが、将来的な消防団組織の再編とあわせて適切に配置していく等、必要に応じて適宜、施設のあり方や更新の必要性を検討します。

1-9-3. その他行政系施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、その他行政系施設として、3施設を所有しています。
- ・ 大宇陀職員研修所は、宮奥ダム周辺に位置し、旧大宇陀町時代に関西電力の作業員宿舎として使用されていた建物を無償で譲渡された施設です。現在、休止中ですが、街灯代、地代を支払っています。
- ・ 菟田野水防倉庫は、菟田野地域事務所に隣接した場所にある倉庫及び車庫です。
- ・ 自主放送スタジオは、ケーブルテレビ「うだチャン 11」自主放送番組の撮影・制作等を行う収録スタジオとなっています。本市が推進する自主放送の一部民営化に際しては、官民共同作業を十分に行えるキャパシティが必要です。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。

＜行政系施設（その他行政系施設）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
大宇陀職員研修所	大宇陀	1995	21	S造	2	401	新耐震	直営
菟田野水防倉庫等	菟田野	1996	20	S造	1	705	新耐震	直営
自主放送スタジオ	榛原	1996	20	SRC造	1	108	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	1,214	—	—

(2) 方向性

- ・ 大宇陀職員研修所については、現時点において職員研修は他施設で実施可能であり、施設のリノベーション等手を入れられない限りは用途が無いことから、用途の廃止を検討します。
- ・ 菟田野水防倉庫等については、菟田野地域事務所に隣接して倉庫等として活用されているため、現在の配置・機能を維持します。
- ・ 自主放送スタジオについては、自主放送の一部民営化に向けて、官民共同で使用することが可能なスタジオへの移転、現スタジオ施設の有効活用を検討します。

1-10. 市営住宅

1-10-1. 市営住宅

(1) 現状と課題

- 本市は、住宅に困窮している低所得者に、低廉な家賃で住宅を提供する市営住宅として、公営住宅を 19 団地（277 戸）、改良住宅を 18 団地（305 戸）、中堅所得者に良好な賃貸住宅を供給するための特定公共賃貸住宅を 2 団地（公営住宅の一室、17 戸）所有しています。
- 入居率は、公営住宅で 73%、改良住宅で 92%、特定公共賃貸住宅で 47%となっています。
- 一方で、本市では、民間を含めた市内の住宅総数 14,210 戸に対して、空き家が 2,260 戸存在しており、そのうち賃貸用・売却用の空き家が 380 戸となっています。（平成 25 年住宅・土地統計調査）
- 老朽化率は、公営住宅 277 戸のうち、既に耐用年数を経過している住宅は 73 戸で、26%となっています。
- 管理運営は、すべて直営で実施しています。

＜市営住宅一覧①＞

小分類	施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	管理運営
公営住宅	第 1 団地	大宇陀	1981	35	簡易耐火構造	2	1,314	直営
	浅後南団地	菟田野	1984	32	簡易耐火構造	2	2,488	直営
	笠神団地	菟田野	1996	20	RC 造	4	2,345	直営
	上笠神団地	菟田野	2003	13	木造	3	2,379	直営
	墨坂団地	榛原	1963	53	木造	1	648	直営
	鳥見団地	榛原	1964	52	簡易耐火構造	1	1,133	直営
	五味原団地	榛原	1966	50	簡易耐火構造	1	378	直営
	第 2 鳥見団地	榛原	1968	48	木造	1	146	直営
	つつじ台団地	榛原	1973	43	簡易耐火構造	2	427	直営
	高倉中団地	榛原	1974	42	簡易耐火構造	2	248	直営
	長峯団地	榛原	1974	42	簡易耐火構造	2	149	直営
	新五味原団地	榛原	1974	42	簡易耐火構造	2	99	直営
	井戸ヶ谷団地	榛原	1978	38	簡易耐火構造	2	117	直営
	高倉西団地	榛原	1986	30	木造	2	139	直営
	高倉東団地	榛原	1986	30	木造	2	139	直営

※簡易耐火構造：壁等の主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有し、火災を遮る設備を有する構造のこと。

※準耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造が、準耐火性能に適合する構造のこと。

＜市営住宅一覧②＞

小分類	施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	管理運営
公営住宅	大野団地	室生	1969	47	木造	1	117	直営
	大野東団地	室生	1972	44	簡易耐火構造	2	395	直営
	無山団地	室生	1975	41	簡易耐火構造	2	1,059	直営
	西谷団地	室生	1978	38	簡易耐火構造	2	1,654	直営
	大野西団地	室生	1978	38	簡易耐火構造	2	1,232	直営
	大野東団地 (集合)	室生	1991	25	簡易耐火構造	2	1,166	直営
改良住宅	中河原団地	大宇陀	1975	41	簡易耐火構造	2	1,486	直営
	内原団地	大宇陀	1975	41	簡易耐火構造	2	1,664	直営
	第4団地	大宇陀	1978	38	簡易耐火構造	2	971	直営
	第5団地	大宇陀	1978	38	簡易耐火構造	2	971	直営
	第3団地	大宇陀	1979	37	簡易耐火構造	2	2,496	直営
	第6団地	大宇陀	1979	37	簡易耐火構造	2	1,525	直営
	第7団地	大宇陀	1983	33	簡易耐火構造	2	1,314	直営
	梅ノ木団地	大宇陀	1983	33	簡易耐火構造	2	789	直営
	芝生第1団地	大宇陀	1983	33	簡易耐火構造	2	263	直営
	協和団地	大宇陀	1984	32	簡易耐火構造	2	986	直営
	芝生第2団地	大宇陀	1984	32	簡易耐火構造	2	263	直営
	古屋谷団地	菟田野	1983	33	簡易耐火構造	2	1,176	直営
	下川原団地	菟田野	1984	32	簡易耐火構造	2	1,942	直営
	川原団地	菟田野	1986	30	簡易耐火構造	2	1,766	直営
	川向団地	菟田野	1987	29	簡易耐火構造	2	1,585	直営
	2工区団地	菟田野	1990	26	簡易耐火構造	2	1,682	直営
	無山改良団地	室生	1984	32	簡易耐火構造	2	852	直営
	西谷改良団地	室生	1997	19	準耐火構造	2	1,348	直営
合計	—	—	—	—	—	40,851	—	

※簡易耐火構造：壁等の主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有し、火災を遮る設備を有する構造のこと。

※準耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造が、準耐火性能に適合する構造のこと。

(2) 方向性

- ・ 市営住宅については、今後、耐用年数（木造 30 年、簡易耐火構造 45 年、RC70 年）を経過する住宅も増えてくるため、長寿命化対策等により必要戸数水準を確保できるように努めます。
- ・ 老朽化が進む住宅については、募集停止措置を行い、空き家となった棟より順次用途の廃止を行い、除却します。
- ・ 改良住宅については、所期の目的を完了していることから、今後建替えは行わず、県との協議の上、用途の廃止を検討し、居住者との調整を行いながら管理戸数を減らしていきます。

1-11. 供給処理施設

1-11-1. 供給処理施設

(1) 現状と課題

- 本市は、供給処理施設として、ごみ処理等の施設、毛皮革処理施設、浄水施設を所有しています。
- ごみ処理に関する施設は、護美センター、宇陀クリーンセンターを設置しています。護美センターはごみの保管場所で、宇陀クリーンセンターは可燃物を焼却処分する施設です。なお、市内には東宇陀環境衛生組合が管理運営する東宇陀クリーンセンターがあり、ごみ処理広域化の取り組みについて、宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会で検討を進めています。
- 毛皮革処理に関する施設は、菟田野毛皮革工場団地において、ナシガ谷前処理場は排水処理、毛皮革屑処理施設は毛屑及びニベを処理する施設を設置しています。
- その他、「水質浄化施設」設置等に関する確認書に基づき、笠間川の浄化を図るための室生多田浄水施設を設置しています。
- 護美センターは築34年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 毛皮革処理に関する施設は、築30年程度が経過し、老朽化が進んでいます。
- 管理運営は、指定管理者制度を導入している毛皮革屑処理施設以外は、直営で実施しています。

< 供給処理施設一覧 >

小分類	施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
ごみ処理	宇陀クリーンセンター	大宇陀	1997	19	RC造他	4	1,641	新耐震	直営
	護美センター	榛原	1982	34	RC造	2	282	新耐震	直営
毛皮革処理	ナシガ谷前処理場	菟田野	1988	28	RC造	3	1,491	新耐震	直営
	毛皮革屑処理施設	菟田野	1988	28	RC造	2	254	新耐震	指定管理
その他	室生多田浄水施設	室生	2003	13	RC造	1	415	新耐震	直営
合計		—	—	—	—	—	4,084	—	—

(2) 方向性

- ごみ処理に関する施設については、市民の生活に不可欠な施設ですが、重複する施設もあることから、宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会での検討を踏まえ、施設の統廃合を進めます。
- 毛皮革処理に関する施設については、菟田野毛皮革工場団地内にあり、地場産業である毛皮革産業を振興し、事業者にも有効活用されている施設ですが、老朽化が進み、修繕・更新等が発生することが見込まれることから、今後の施設のあり方、事業者との役割分担について、検討を進めます。
- 室生多田浄水施設については、対策検討委員会で審議を行い、今後の対応を検討します。

1-12. その他

1-12-1. 駐輪場

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、自転車・単車を駐輪する駐輪場を、1施設所有しています。
- ・ 高萩台自転車駐車場は、主に榛原駅利用者の自転車・単車を駐輪するための施設で、自転車300台、単車404台の計704台の駐輪が可能です。なお利用状況は、平成26年度実績で、一日あたり利用者数193台、稼働率は27%です。
- ・ 管理運営は、直営で、業者委託を行っています。

＜その他（駐輪場）一覧＞

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
高萩台自転車駐車場	榛原	1991	25	RC造	地下	1,780	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	1,780	—	—

(2) 方向性

- ・ 高萩台自転車駐車場については、榛原駅利用者にとって有効な施設であることから、現在の配置・機能を維持しますが、管理運営の効率化等に努めます。

1-12-2. 火葬場・斎場

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、火葬・葬儀を行う火葬場・斎場を2施設所有しています。
- ・ 不帰堂火葬場は、火葬炉を2炉有している施設で、年間利用件数は229件（平成27年度）です。
- ・ 榛原斎場は、火葬炉を3炉有している施設で、年間利用件数は259件（平成27年度）です。
- ・ 管理運営は、すべて直営で実施しています。

<その他（火葬場・斎場）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
不帰堂火葬場	大宇陀	1987	29	RC造	1	204	新耐震	直営
榛原斎場	榛原	1979	37	RC造	1	432	診断未実施	直営
合計	—	—	—	—	—	636	—	—

(2) 方向性

- ・ 火葬場・斎場については、市民の火葬・葬儀に必要な施設ですが、施設が重複しており、築年数が30年を超え、老朽化も進展していることから、施設の統廃合を検討します。

1-12-3. 公衆便所

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、主に観光客向けに設置した公衆便所を 11 施設、墓地のトイレを 1 施設所有しています。
- ・ 徳源寺観光トイレは、築 30 年が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・ 管理運営は、指定管理者制度を導入している菖蒲谷墓地(トイレ)以外は、直営で、業者や地域に委託しています。

<その他(公衆便所)一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
下茶幼児公園トイレ	大宇陀	2000	16	木造	1	34	新耐震	直営
阿紀神社観光トイレ	大宇陀	2002	14	木造	1	8	新耐震	直営
徳源寺観光トイレ	大宇陀	1982	34	木造	1	11	新耐震	直営
菟田野観光トイレ	菟田野	2003	13	木造	1	36	新耐震	直営
赤埴甲観光トイレ	榛原	1994	22	CB造	1	6	新耐震	直営
佛隆寺入口観光トイレ	榛原	1990	26	木造	1	22	新耐震	直営
佛隆寺駐車場トイレ	榛原	1990	26	CB造	1	6	新耐震	直営
室生口大野駅前公衆トイレ	室生	2000	16	RC造	1	34	新耐震	直営
大野寺前観光トイレ	室生	1995	21	RC造 他	1	32	新耐震	直営
龍穴神社トイレ	室生	1999	17	木造	1	60	新耐震	直営
戒場園地公衆トイレ	榛原	1997	19	木造	1	29	新耐震	直営
菖蒲谷墓地(トイレ)	大宇陀	不明	不明	C造	1	6	診断 未実施	指定 管理
合計	—	—	—	—	—	283	—	—

(2) 方向性

- ・ 公衆便所については、観光客向けに必要な施設ですが、利用実態や必要性を検証し、適宜見直しを図ります。
- ・ 菖蒲谷墓地については、特定の利用者が利用する施設であることから、墓地管理組合等への譲渡を検討します。

1-12-4. 宮奥ダム関連施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、宮奥ダム関連施設として、5施設を所有しています。
- ・ 宮奥ダム関連施設は、農業用水用の宮奥ダムにおける管理棟、トイレや休憩所等で、奈良県から平成15年に無償譲渡された施設です。
- ・ 県有財産譲渡契約書により、管理棟は50年間、その他施設は15年間が指定用途に供する期間として定められています。

<その他（宮奥ダム関連施設）一覧>

施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
宮奥ダム管理棟	大宇陀	1996	20	RC造	2	247	新耐震	直営
宮奥ダムAゾーン便所	大宇陀	1996	20	RC造他	1	49	新耐震	直営
宮奥ダム水車小屋	大宇陀	2002	14	木造	1	13	新耐震	直営
宮奥ダム休憩施設	大宇陀	2002	14	木造	1	20	新耐震	直営
宮奥ダムCゾーン便所	大宇陀	2003	13	木造	1	12	新耐震	直営
合計	—	—	—	—	—	341	—	—

(2) 方向性

- ・ 宮奥ダム関連施設については、県有財産譲渡契約書に基づき、指定用途を継続していく必要があることから、現在の配置・機能を維持します。

1-12-5. 普通財産

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、老朽化や、当初の行政目的を果たした施設については、用途を廃止し、普通財産として管理しており、38施設を所有しています。
- ・ 普通財産のうち、小学校等の跡地活用については、公有地事業化検討委員会で有効活用の検討がなされています。その結果、幾つかの施設については、賃貸や無償貸借、指定管理者制度等によって有効活用が図られています。一方で、有効活用されないまま残っている施設もあります。
- ・ 施設の管理は、各所管課が行っています。

<その他（普通財産）一覧①>

小分類	施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	管理運営
使用貸借等で活用	旧守道小学校（一部が阿騎野農産物加工所）	大宇陀	1967	49	RC造	2	2,243	改修未実施	指定管理
	旧田原小学校	大宇陀	1985	31	RC造	3	2,379	新耐震	使用貸借
	本郷溜池休憩所	大宇陀	2001	15	木造	1	20	新耐震	使用貸借
	旧伊那佐文化センター	榛原	1979	37	RC造	2	2,653	改修済	使用貸借
	元教育委員会庁舎	榛原	1995	21	S造	2	229	新耐震	使用貸借
	元内牧小学校	榛原	1983	33	RC造	3	3,174	新耐震	使用貸借
	元内牧幼稚園	榛原	1984	32	RC造	2	550	新耐震	使用貸借
	元衾牧小学校理科棟	榛原	1965	51	木造	1	136	診断未実施	使用貸借
	元役場庁舎	榛原	1958	58	RC造他	2	1,803	診断未実施	使用貸借
	旧伊那佐小学校	榛原	1958	58	RC造	2	1,881	診断未実施	指定管理
	旧室生保育所	室生	1978	38	S造	1	589	診断未実施	使用貸借
未活用・その他	旧大宇陀隣保館	大宇陀	1965	51	RC造	2	546	診断未実施	直営
	旧野依小学校	大宇陀	1964	52	RC造	2	2,305	改修未実施	直営
	覚恩寺収蔵庫	大宇陀	1984	32	RC造	1	30	新耐震	直営
	元第7分団第3部消防機庫	大宇陀	不明	不明	非木造	1	35	診断未実施	直営
	元野依保育所	大宇陀	1979	37	S造	1	332	診断未実施	直営
	宇賀志地区集会所	菟田野	不明	不明	S造	1	131	診断未実施	直営
	宇賀志地区体育館	菟田野	1975	41	RC造	1	677	診断未実施	直営
	岩崎共同作業所	菟田野	1978	38	S造	1	364	診断未実施	直営

＜その他（普通財産）一覧②＞

小分類	施設名	地域	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	管理運営
未活用・その他	旧宇賀志小学校	菟田野	1966	50	RC造	2	1,396	診断未実施	直営
	元北浅後地区集会所	菟田野	1986	30	木造	1	119	新耐震	直営
	芳野地区体育館	菟田野	1974	42	RC造	1	459	診断未実施	直営
	旧宇賀志保育所	菟田野	不明	不明	木造	1	391	診断未実施	直営
	旧菟田野学校給食センター	菟田野	不明	不明	RC造	1	231	診断未実施	直営
	旧芳野保育所	菟田野	不明	不明	木造	1	198	診断未実施	直営
	南浅後地区集会所	菟田野	1988	28	木造	2	204	新耐震	直営
	旧駅前公民館	榛原	1966	50	木造	2	136	診断未実施	直営
	長峯共同作業所	榛原	1981	35	S造	1	48	診断未実施	直営
	元下井足地区集会所	榛原	1974	42	木造	1	137	診断未実施	直営
	元篠楽駐在所跡地	榛原	不明	不明	木造	1	66	診断未実施	直営
	元役場分庁舎	榛原	1971	45	RC造	2	456	診断未実施	直営
	東榛原体育館	榛原	1967	49	非木造	1	368	診断未実施	直営
	桧牧集会所	榛原	1979	37	S造	1	198	診断未実施	直営
	旧伊那佐幼稚園	榛原	1982	34	RC造	1	542	診断未実施	直営
	旧西谷小学校	室生	1978	38	RC造	2	2,088	診断未実施	直営
	旧室生東小学校	室生	1990	26	RC造	3	2,680	新耐震	直営
	旧多田小学校	室生	1969	47	S造他	2	1,779	診断未実施	直営
旧多田保育所	室生	不明	不明	木造	1	244	診断未実施	直営	
合計	—	—	—	—	—	—	31,819	—	—

(2) 方向性

- ・ 普通財産については、当初の行政目的を果たした施設であることから、今後、本市では建替えは行わず、民間への賃貸や売却、譲渡等、有効活用を図ります。老朽化や耐震を行えない施設については、除却し、土地の有効活用を検討します。
- ・ 普通財産の管理方法については、所管課での個別管理ではなく、一元化した管理体制の構築を検討します。

2. インフラ施設

インフラ施設の施設類型別の方向性を示します。

2-1. 道路

2-1-1. 舗装等

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、道路について、路線数 1,688 路線（1 級市道 44 路線、2 級市道 52 路線、その他の市道 1,571 路線、自転車歩行車道 21 路線）、延長約 736km を管理しています。
- ・ 維持管理としては、日々の道路パトロールや市民からの通報を基に舗装補修、道路施設の修繕を行っています。
- ・ 維持管理上の課題としては、管理延長が長いことから、維持管理のための予算確保や技術職員の減少による管理不足が懸念されます。

(2) 方向性

- ・ 舗装、道路施設等の現状を把握し、供用に支障となるような不具合の早期発見、早期対応のため、道路パトロールの着実な実施を図ります。
- ・ 幹線市道については、更新時期や地域特性に応じて定期的な路面性状調査を行うとともに、道路パトロールや定期点検の結果等に基づく個別施設計画の策定、点検・診断結果や対策履歴の蓄積、データベース化等により、計画的な保全を図ります。
- ・ その他の市道については、道路パトロール及び地元要望等により、現地の状況を把握する中で修繕等を適切に行います。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-1-2. 橋りょう

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、橋りょうについて、554 橋を管理しており、そのうち橋長 15m 以上の橋りょうは 112 橋となっています。
- ・ 維持管理としては、巡回、点検（目視）、維持を行っています。
- ・ 個別施設計画として、平成 25 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次対策を行っています。
- ・ 維持管理上の課題としては、平成 25 年 9 月の道路法改正により、本市が管理する橋りょうについて、5 年に 1 回の近接目視点検が義務化となったことを踏まえ、改めてすべての橋りょうを近接目視で点検し、橋梁長寿命化修繕計画を改定する必要があります。点検の義務付けで、費用負担が通年必要となっています。

(2) 方向性

- ・ 橋りょうの現状を把握し、供用に支障となるような不具合の早期発見、早期対応のため、道路パトロールの着実な実施を図ります。
- ・ 橋りょうの計画的な保全を実施していく上で重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5年に1回の近接目視による点検を実施します。また、その結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画等を改定し、点検・診断結果や対策履歴の蓄積、データベース化等により、計画的な保全を図ります。
- ・ 対策の実施にあたっては、予防保全型の修繕による長寿命化を基本としますが、施設の重要度、更新等の維持管理上の難易度を考慮し、実態に即した修繕・更新を図ります。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-1-3. トンネル

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、トンネルについて、4箇所（池谷トンネル、大峠トンネル、八沢トンネル、室生トンネル）を管理しています。
- ・ 維持管理上の課題としては、平成25年9月の道路法改正により、本市が管理するトンネルについて、5年に1回の近接目視点検が義務化となったことを踏まえ、近接目視点検を実施し、トンネル長寿命化修繕計画を策定する必要があります。

(2) 方向性

- ・ トンネルの現状を把握し、供用に支障となるような不具合の早期発見、早期対応のため、道路パトロールの着実な実施を図ります。
- ・ 5年に1回の近接目視による点検を実施し、その結果に基づき、トンネル長寿命化修繕計画等を策定し、点検・診断結果や対策履歴の蓄積、データベース化等により、予防保全型の修繕による長寿命化を図ります。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-2. 公園

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、公園について、都市公園 47 ヶ所（街区公園 78,841 ㎡、近隣公園 46,247 ㎡、地区公園 72,860 ㎡、総合公園 167,793 ㎡、緑地 16,187 ㎡）、都市公園以外の公園 85 ヶ所（児童公園、農村公園、緑地等計 327,894 ㎡）の計 132 ヶ所（709,822 ㎡）を管理しています。
- ・ 維持管理としては、定期的な巡回を年 30 回程度実施し、巡回や市民からの通報により応急対応（封鎖等含む）を行っています。
- ・ 維持管理上の課題としては、施設、遊具等の老朽化率が高く、特に遊具は修理ではなく取り替え等の根本的な対応が必要であり、単年度あたりの修理・新設等の費用が嵩む事が懸念されます。
- ・ 個別施設計画である公園施設長寿命化計画が未策定であるため、今後、専門的見地による総点検と併せて、策定を行う必要があります。

(2) 方向性

- ・ 公園の現状を把握し、供用に支障となるような不具合の早期発見、早期対応のため、日常点検の着実な実施を図ります。
- ・ 遊具については、年 1 回の点検を実施するほか、その他の公園施設についても、適正な時期・方法による定期的な点検を実施します。
- ・ 公園パトロールや定期点検の結果に基づき、公園施設長寿命化計画等の策定、点検・診断結果や対策履歴の蓄積、データベース化等により、計画的な保全を図ります。
- ・ 地域の実情に応じた公園機能の見直しや必要性が乏しくなっている公園施設の撤去を検討する等、戦略的な維持管理・更新を推進します。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-3. 上水道

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、上水道について、19 給水区において、浄水受水場、取水施設、配水施設、送水施設、導送配水管等を管理しています。
- ・ 維持管理としては、水道施設巡回、点検、清掃、維持・保守、水質監視、薬品管理、産業廃棄運搬物処分の日常管理を行うとともに、機械設備等機器点検維持修繕、緊急漏水修理、漏水調査、施設草刈り等の維持・修繕作業を行っています。
- ・ 維持管理上の課題としては、老朽化している施設の更新が急務であり、ほとんどの施設が耐震化されていないため、今後更新費用が急激に増大することが懸念されます。また、水道技術職員の減少による管理不足が懸念されます。
- ・ 個別計画としては、平成 22 年 6 月に宇陀市水道ビジョンを策定しています。今後、平成 29 年度より簡易水道事業を上水道事業に一本化する予定です。

(2) 方向性

- ・ 安全安心な水の供給と危機管理において、施設の現状を把握し、施設の運営に支障となるような不具合の早期発見、早期対応を行うことは不可欠であるため、職員が実施する毎日の日常点検をはじめ、定期的な機械電気設備等の保守点検委託業務を計画的に進めます。
- ・ 上水道の運営にあたって、水道事業経営戦略等を策定します。
- ・ 管路施設については、有収率の低い区域や漏水事故が多い区域を対象に、定期的な漏水調査を実施し、重要度・優先度・緊急度等を勘案して布設替えを計画します。
- ・ 浄水場、配水池等の拠点施設については、耐震診断を適宜行うとともに、日常点検や定期点検の結果等データベース化に取り組み、計画的な保全を図ります。
- ・ 施設の更新にあたっては、施設の統廃合、広域化、共同化等、総合的な検討を行います。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-4. 下水道

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、下水道について、下水道管渠（総延長約 149km）、中継ポンプ場、マンホールポンプ、雨水幹線（都市下水）を管理しています。
- ・ 維持管理としては、日常の巡回によるマンホールまわりの点検、定期的な中継ポンプ場及びマンホールポンプの点検及び清掃、異常通報装置による中継ポンプ場及びマンホールポンプの監視を行っています。また、市民からの通報、経年劣化による修繕を実施しています。
- ・ 維持管理上の課題としては、下水道供用開始後 30 年が経過し、経年劣化の進んだ下水道施設が多いため、計画的な修繕・改築・更新が必要となっています。
- ・ 個別施設計画としては、宇陀川処理区天満台地区長寿命化計画、宇陀川処理区榛原第 2 中継ポンプ場長寿命化計画を策定し、管路更正工事及び施設改築更新工事を実施しています。現在、下水道ストックマネジメント計画の策定を実施しています。

(2) 方向性

- ・ 安定した放流水質の確保と危機管理において、施設の現状を把握し、施設の運営に支障となるような不具合の早期発見、早期対応を行うことは不可欠であるため、施設管理業務委託業者と連携した施設の保守点検や道路パトロールと連携したマンホール蓋等の日常点検を着実に進めます。
- ・ 管渠施設については、施設の経過年数や重要度等を考慮した点検計画の立案、日常点検や定期点検を着実にを行い、修繕改築履歴等の蓄積、データベース化等により、計画的な保全を図ります。
- ・ 地域住民等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。

2-5. その他考慮すべき施設

(1) 現状と課題

- ・ 本市は、その他考慮すべき施設として、宮奥ダム、農道（橋りょう含む）、林道（橋りょう含む）等を管理しています。
- ・ 維持管理としては、宮奥ダムは本市直営、農道や林道については、市が原材料支給及び重機借上げ等を行い、受益者及び自治会等が巡回、修繕を実施しています。なお、緊急を要する場所については、緊急工事にて対応しています。
- ・ 維持管理上の課題としては、農道や林道については、建設後 30 年以上を経過した施設も多く、老朽化が著しく進行している一方、受益者の高齢化に伴い、十分な維持管理ができず、不良箇所発見が遅れることで、被害規模が甚大となる場合があります。財政負担が大きくなることが予想されます。

(2) 方向性

- ・ 施設の現状を把握し、供用に支障となるような不具合の早期発見、早期対応のため、定期的な点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検を行います。
- ・ 施設の計画的な維持管理・更新等を推進するに当たって、個々の施設の整備時期や周辺環境に応じた特性を考慮するとともに、今後想定される大規模災害等の発生リスクの高まりや少子高齢化の進展等といった社会情勢の変化を見据え、それぞれの施設に係る課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進めていくことで、点検・診断の結果に基づき適切な修繕・更新等を実施する持続的なメンテナンスサイクルを構築していきます。

参考資料

1. 用語解説

用語	解説
あ 行	
インフラ	インフラストラクチャーの略で、経済活動や社会生活の基盤を形成する施設のこと。本計画では、庁舎等の建物を公共建築物、道路などをインフラ施設と分類している。
か 行	
改修	劣化した建物等の性能、機能を初期の水準以上に改善すること。大規模改修とは、竣工後 20 年から 30 年にかけて建物全体に対して行う修繕・更新等（バリアフリー対応等の社会的改修を含む）をいう。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。扶助費のほか、職員の給与等の人件費、地方債の元利償還金等の公債費からなる。
更新	劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。施設を建替えること。
固定資産台帳	固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。
さ 行	
事後保全	対象物に異常や故障が発生又は確認された段階で、初めて修繕等を実施する方法のこと。
指定管理者	地方自治法の改正により、管理委託制度に代わって創設された指定管理者制度において、公の施設の管理を行うよう指定された者。 住民サービスの向上や経費節減などを目的とした制度で、民間事業者も含めた幅広い団体に公の施設管理を委ねることができる。
修繕	劣化した材料、部材、部品、機器等の性能、機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること。
新耐震基準	建築物の建築の際に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を耐震基準と呼ぶ。現行の基準は、昭和 56 年の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれている。

用語	解説
た 行	
耐震化	耐震改修のほか、建築物の建替えにより耐震性を確保することを含め、建築物の地震に対する安全性を向上させること。
耐震改修	新耐震基準（現行の耐震基準）に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え、一部の除却又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。
地方交付税	地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を確保するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のこと。 地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。
長寿命化	適切な維持管理・更新を行うことにより、将来にわたって必要な施設の機能を発揮し続けるための取り組みのこと。
投資的経費	公共施設整備等の将来に残るものに支出される経費のこと。普通建設事業費、災害復旧事業費等から構成される。
な 行	
ネーミングライツ	施設等に対し、名称をつけることができる権利のこと。公共施設等に対して企業名や商品名等を付与することで、権利料を徴収するビジネスとして確立している。
は 行	
PPP/PFI	PPPは、Public Private Partnershipの略で、本市をはじめとする地方公共団体などが提供してきた公共サービスに、民間の資金や技術、ノウハウを取入れる手法のこと。PFIは、Private Finance Initiativeの略で、民間資金を活用した社会資本整備やアウトソーシング（外部委託）など、PPPを実現するための手法のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が住民福祉の向上を図るため独自の施策において支給する経費のこと。
法定耐用年数	財務省令において、建物の構造、用途によって減価償却費の算定基準として定められている年数のこと。
補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。

用語	解説
ま 行	
まちづくり協議会	地域課題を解決するための組織で、地縁組織である自治会等の団体の枠を超え、横の連携により広域的な視点で意見を出し合い、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えで活動する組織のこと。
メンテナンスサイクル	施設の状態を正確に把握するための点検・診断を実施し、その結果に基づき適切な時期に措置を行い、対策履歴等の情報を記録して次期点検・診断に活用するといった維持管理の業務サイクルのこと。
や 行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体の状態などに関係なく、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスなどをつくろうとする考え方。
予防保全	計画的に対象物の点検や修繕等を行い、使用中の故障を未然に防止する方法のこと。
ら 行	
ライフサイクルマネジメント	施設の企画段階から、設計・建設・運営そして解体までの施設の生涯に着目して計画すること。その生涯費用のことをライフサイクルコストという。
劣化	物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。

宇陀市公共施設等総合管理計画
平成 29 年 3 月
令和 4 年 3 月改訂
宇陀市